

令和3年第2回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和3年3月2日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時19分

◎出席議員（17名）

1番 青木敏久	2番 興野一美
3番 堀江清一	4番 荒井浩二
5番 福田長弘	6番 村上進一
7番 矢板清枝	8番 滝口貴史
9番 小堀道和	10番 相馬正典
11番 田島信二	12番 渋井由放
13番 久保居光一郎	14番 沼田邦彦
15番 中山五男	16番 高田悦男
17番 平塚英教	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

大貫厚

書記

藤田真弓

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第28号 那須烏山市監査委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第29号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第17号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第18号 那須烏山市行政財産使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第19号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第20号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第21号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第22号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第23号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第24号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第25号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第26号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 9号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）につ

- いて（市長提出）
- 日程 第16 議案第10号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第11号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第18 議案第12号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第19 議案第13号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第20 議案第14号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第21 議案第15号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第22 議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第23 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第24 議案第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第25 議案第3号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第26 議案第4号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第27 議案第5号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第28 議案第6号 令和3年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第29 議案第7号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第30 議案第8号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算について（市長提出）
- 日程 第31 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第2回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月24日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成させていただきましたので、御協力くださるよう、よろしく願いいたします。

---

◎市長挨拶

○議長（久保居光一郎） ここで、市長の挨拶と併せ、施政方針の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇 挨拶]

○市長（川俣純子） おはようございます。本日ここに令和3年第2回那須烏山市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては御参集を賜り、御礼申し上げます。

本定例会におきましては、令和3年度当初予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、令和3年度の市政運営につきまして、所信の一端と重要事項等の概要を申し述べさせていただきます。

令和元年10月、本市におきましては令和元年東日本台風によりまして、河川の氾濫、住宅や事務所の浸水、農地・農業用施設等の浸水や損壊など、甚大な被害を受けました。ライフラインに至っては、停電や断水など、市民の皆様には多大な御不便と御迷惑をおかけしました。これまで市民の皆様の一日も早い生活の再建と、被災箇所の復旧・復興に最大の力を注いでまいりましたが、災害復旧工事も順調に進み、一部を除いて今春より農作物の作付ができる見通しとなりました。改めて議員各位、耕作者、土地改良区・水利組合など関係者の皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、今日の新聞報道にもありましたが、足利市で山林火災が起き、昨日9日目になりまして鎮圧という報道が出ました。約10日間に及ぶ火災が続きました。いつこの地元でも起こるか分からないような大きな火災になってしまいましたことを教訓に、これからも防災に努めて

まいりたいと思っております。

また、広域としまして、那須烏山市消防署のほうから消防車、初日が1台、昨日、おとといまでが2台、協力に向かいました。あと建設業組合のほうから散水車やタンクを持っているところなども御協力いただいたように聞いております。また、消防団のほうからは、出動とか何か交通整理とか手伝えることはないのかという申出がありましたが、消防団としては、今回は参加することを見送っていただくように、地元の火災も多い時期ですので、待機をしてもらうことにいたしております。対岸の火事ではなく、本当にいつ自分がどのようなことが起こるかわかりませんので、そのように努めて、皆さんとともに安心安全を努めていきたいと思っております。

また、台風、豪雨、地震などの自然災害の対策、市民の暮らしを守るための防災、減災、国土強靱化に取り組んでまいり所存でございます。

また、世界規模での新型コロナウイルス感染症につきましては、二度にわたる国の緊急事態宣言、昨年の小中学校の臨時休業、各種イベントの延期や中止、不要不急の外出自粛や時間短縮営業など、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしております。そのような状況の中、新型コロナウイルス感染症の最前線で市民の健康のために戦っている医療スタッフ、介護・福祉施設職員など関係者の皆さん、御意見、御提言、御尽力をいただいております議員各位に心より敬意と感謝を申し上げます。引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止、医療や暮らしを守るため、優しさと思いやりを持って感染防止対策を講じてまいります。

また、今後は新型コロナウイルスワクチンの集団接種等につきまして、市民の皆様にご混乱や不安が生じないように、正確な情報の共有を図りながら、関係機関と連携を密にし、スムーズな接種に万全を期してまいります。

では、予算編成について申し上げます。

国におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2020を踏まえ、経済財政再生計画の枠組みの下、ポストコロナ時代の新しい未来実現に向けた新たな日常構築の原動力となるデジタル化への集中投資など、コロナのグローバルな危機克服に取り組むとしています。また、地方公共団体の行財政を取り巻く環境は、コロナ禍において新たな日常が実現される地方創生と財政の健全化の両立に配慮した地方財政計画が示されているところでございます。

本市の財政状況につきましては、高率で推移している経常収支比率や恒常的な自主財源比率の低さから、財政の硬直化にございますが、財政健全化への着実な取組による成果が表れてきております。しかしながら歳入につきましては、普通交付税の合併算定替の縮減期間が終了し、一本算定となることから、財源の確保は依然として厳しい状況にございます。

また、歳出につきましては、限りある予算の中で介護保険等の高齢者福祉や保育園関連の児童福祉に関する給付、老朽化が著しい公共施設の長寿命化や再編・統廃合、令和元年東日本台

風や過去の教訓を生かした防災・減災対策や国土強靱化、新型コロナウイルス感染症対策等を図っていく必要があり、財政負担は増していく状況にあります。

令和3年度当初予算の規模でございますが、一般会計109億1,000万円、特別会計70億3,009万2,000円、水道事業会計9億6,295万円、総額では、前年度当初予算に対しまして2.1%減の189億304万2,000円を計上いたしました。

第2次総合計画基本目標の順に、新規事業、拡充事業を予算概要より抜粋しまして申し上げます。

基本目標1「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」でございますが、新規事業としまして、ようこそ！なすから赤ちゃん応援事業費を計上いたしました。歯止めがかからない少子化対策としまして、月額3,000円分のおむつやミルクなどと引換えできる、ようこそ！なすから赤ちゃん応援券を交付し、子供の出生を祝福するとともに、保護者の経済的負担の軽減と、安心して子育てしやすい環境の充実にいたしました。

新規事業としまして、若者交流事業補助事業費を計上いたしました。市内未婚者が公益財団法人とちぎ未来づくり財団のとちぎ結婚支援センターマッチング事業に登録する際の費用の2分の1を助成するものであります。

新規事業としまして、新型コロナウイルスPCR検査等助成事業の計上をいたしました。県が実施するPCR検査の対象から外れてしまった高齢者及び障がい者の通所施設職員等に、市独自の検査費用を助成することといたしました。これは、皆さん議員のほうからの提案もありました。

また、こどもインフルエンザ予防接種費用助成事業費を計上いたしました。インフルエンザと新型コロナウイルスの感染症の同時流行の予防を図るため、医療機関で予防接種をした場合の助成額を1人2,000円に拡大することといたしました。

拡充事業としまして、不妊治療助成費を計上いたしました。男性不妊や、不育症の治療費助成を追加するとともに、年齢要件の撤廃と従来助成額を増額し、子供を望む夫婦への経済的負担の軽減を図ることといたしました。

基本目標2「夢を持ち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」でございます。

新規事業としまして、小学校・中学校照明LED化事業費を計上いたしました。全小中学校の照明をLED化し、教育環境の充実に図るとともに、環境に配慮したゼロカーボン対策を講じることといたしました。

新規事業としまして、中学校新学習指導要領対応デジタル教科書等導入事業費を計上いたしました。中学校の新学習指導要領の全面実施に伴い、教員用指導書や7教科のデジタル教科書を導入し、さらなる教育環境の充実に図ることといたしました。



拡充事業としまして、国体開催運営事業費を計上いたしました。令和4年度に開催される第77回国民体育大会、アーチェリー競技の開催に向けて、リハーサル大会の運営や、緑地運動公園までのアクセス道路の路面改修を行うことといたしました。

基本目標3「地域資源の魅力創出と産業活力による賑わいあふれるまちづくり」でございますが、拡充事業としまして、販路拡大事業補助事業費を計上いたしました。コロナ禍において、事業者が取り組む通信販売やキャッシュレスシステム導入などに要する経費の一部を支援することといたしました。

拡充事業としまして、まちなか商店にぎわい支援事業費を計上いたしました。商店会などが自主的ににぎわいを創出するイベント等を開催する際に要する費用の一部を支援することといたしました。

基本目標4「定住を促し安全で暮らしやすいまちづくり」でございますが、新規事業としまして、大桶運動公園施設整備事業費を計上いたしました。公園長寿命化計画に基づき、老朽化した駐車場の更新を行い、都市公園の環境充実を図ることといたしました。

新規事業としまして、清水川せせらぎ公園整備事業費を計上いたしました。公園の中央部にある流れ部分を埋め立てて芝生の広場を増やし、子供からお年寄りまで幅広い世代が利用できる公園としてリニューアルを実施することといたしました。

新規事業としまして、移住促進住宅取得励事業費、移住ファミリー家賃補助事業費、空き家バンク住宅改修補助事業費の3事業を計上いたしました。これは、従来の補助制度の見直しを行い、新たな定住促進施策として実施するものであります。

新規事業としまして、防災集団移転促進事業費を計上いたしました。県職員OBの登用を視野に、集団移転促進に係る住民説明会の資料作成や、移転候補地の用地調査等を行うことといたしました。また、宮原地区と下境地区の住民を対象に、住民説明会や個別相談会を開催し、集団移転に関する意見の集約等を図っていくことといたしました。

基本目標5「市民と共に築く持続可能なまちづくり」でございますが、拡充事業としまして、シティプロモーション事業を計上いたしました。市のキャッチフレーズ「五感で楽しむ那須烏山」を活用したPRグッズの作成や、市民との協働によるSNS等の情報発信の拡充を図り、さらなる魅力の向上に取り組むことといたしました。

拡充事業としまして、都市農村交流事業費を計上いたしました。本年度は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、防災協定等により、友好都市である東京都豊島区との交流事業を拡充することといたしました。この取組が、交流人口や関係人口の拡大につながるよう、期待をしているところでございます。

厳しい財政状況の立て直しは、最重要課題の一つでございます。散在する老朽化した公共施

設が今後の財政負担を引き上げる要因となることから、次世代に継承する公共施設等の供給量の適正化に着手してまいりました。特に、合併以来、未耐震のままの分庁方式を取っている行政庁舎につきまして、合併特例債の発行期限を見据え、まちづくりの拠点施設として、また災害時の司令塔として、新庁舎の整備による本庁方式への移行を進めてまいりたいと思います。また、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約化・複合化・統廃合等を図り、適正な維持管理のできる目標延べ床面積に向けて努力してまいります。

結びになりますが、今年はオリンピックイヤーでございます。昨年は新型コロナウイルスの影響により延期となりましたが、今のところ、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、東京2020オリンピック聖火リレーが行われる方向で調整されております。経験したことのない状況下ではございますが、困難を乗り越えたあかしとして、7月のオリンピック本番も含め、3月の聖火リレーが無事に開催となることを心より祈念しております。

今後とも市議会の御協力、連携の下、行政に対する信頼感のさらなる向上と将来を見据えたリーダーシップを発揮しながら、市民の皆様の福祉の向上を図れるよう尽力してまいりますので、議員各位、市民の皆様の御理解、御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げ、また、上程いたします諸議案の審議を賜り、御可決いただきますよう重ねてお願い申し上げます。新年度の市政運営における所信の一端と重要事項等の概要の説明とさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

7番 矢板清枝議員

8番 滝口貴史議員を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（久保居光一郎） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月16日までの15日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力をお願いいたします。

◎日程第3 議案第28号 那須烏山市監査委員の選任同意について

○議長（久保居光一郎） 日程第3 議案第28号 那須烏山市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、監査委員のうち識見を有する委員の任期が令和3年3月31日をもって満了を迎えるに当たり、引き続き瀧田晴夫氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

瀧田氏は、地方自治に関し幅広い経験と高い識見を有され、平成29年4月1日から1期4年間、代表監査委員として御尽力いただいております、人格は高潔で、本市の監査委員として適任者であります。

何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第28号 那須烏山市監査委員の選任同意について、原案

のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

---

◎日程第4 議案第29号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について

○議長（久保居光一郎） 日程第4 議案第29号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会委員の選出方法につきましては、関係法令の改正により、以前の公選制に代わり、前回から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められたところであります。

本案は、農業委員会委員の任期が令和3年5月21日をもって満了を迎えるに伴い、新たに委員を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

それでは、候補者につきまして申し上げます。

熊田在住、川上恵氏は、認定農業者である夫とともに就農されております。

大木須在住、堀江恒夫氏は、現在、農業委員を1期務めております。

森田在住、久郷義美氏は、現在、農業委員を4期務め、認定農業者であります。

鴻野山在住、仲澤清一氏は、現在、南那須土地改良区理事を務め、認定農業者であります。

熊田在住、越雲宏氏は、現在、農業委員を4期務め、認定農業者であります。

下境在住、塩野目富夫氏は、現在、農業委員を1期務めております。

下川井在住、小川祥一氏は、現在、農業委員を1期務めております。

福岡在住、小川雄三氏は、現在、那須南農業協同組合監事を務め、認定農業者であります。

大桶在住、大野覚文氏は、現在、農業共済組合那須南支所共済部長を務め、認定農業者であります。

八ヶ代在住、関閣夫氏は、現在、農業委員を通算で2期務め、認定農業者であります。

鴻野山在住、荒井喜代子氏は、栃木県女性農業士として活躍され、現在、農業委員を1期務め、認定農業者であります。

曲畑在住、田中雄二氏は、元曲畑自治会長を務められており、認定農業者であります。

志鳥在住、相吉澤宏氏は、現在、農地利用最適化推進委員を1期務め、認定農業者であります。

興野在住、興野礼子氏は、栃木県女性農業士として活躍され、現在、農業委員を4期務め、認定農業者であります。

田野倉在住、黒須明氏は、元田野倉土地改良共同施工理事を務めており、認定農業者であります。

三箇在住、石岡幸雄氏は、一般企業に勤められておりましたが、現在就農されております。

中山在住、齋籐勉氏は、現在、農業委員を2期務め、認定農業者であります。

向田在住、奥畑智子氏は、元那須南農業協同組合女性会長を務められており、中立委員であります。

興野在住、栗野隆夫氏は、現在、農業委員を1期務めております。

候補者は以上の19名であり、任期は3年間であります。いずれも農業に関する高い識見と熱意を有する適任者でありますので、何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第29号の農業委員の任命同意についてでございますが、今、市長から提案理由がありまして、これには何の問題もないんですけども、新法では、農業委員だけでなく地域の推進委員というんですかね、を選出して、それで一緒になってこの地域農業再生に努めるというふうになっていると思うんですが、新たな推進委員の方々は決まっているのか。できれば参考資料としてその名簿を提出いただけないかなと、こういうふう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 推進委員の件について今、御質問をいただきました。

推進委員の任命につきましては、こちらは農業委員会が任命することになりますので、まず農業委員会の委員さんが確定した後に、新たな推進委員さんに対しての事務手続が始まりますので、まだ具体的なお名前とかそういったものは上がっておりません。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 失礼しました。それでは、決定したらその委員さんの名簿を参考資

料として頂けますか。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） こちらは農業委員会の事務局と相談いたしまして、なるべく公表できるようにしたいと考えております。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

8番滝口貴史議員。

〔8番 滝口貴史 登壇〕

○8番（滝口貴史） 久保居議長から発言の許可をいただきました、議席番号8番の滝口であります。

私は、ただいま上程されております議案第29号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本市におきまして、令和3年5月21日に、現在の那須烏山市農業委員会委員は任期満了となります。今回、任命同意がありました農業委員候補者19名のうち10名が継続、9名が新規に任命されるということになります。また、12名が認定農業者であり、いずれの方も農業に関する識見を十分に有しており、本市の農業委員会委員として、農業委員会法における必須事務であります農地利用の最適化の推進ということで、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の参入推進など、これからの本市農業の発展に大いに手腕を発揮していただくのに適任者であると考えます。

19名の那須烏山市農業委員会委員の方々には、本市の農業の振興及び発展に大いに活躍いただきますことを御期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（久保居光一郎） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第29号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第5 議案第17号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第5 議案第17号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小中学校に導入している学校評議員制度を廃止し、令和3年4月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会制度を導入することに伴い、協議会委員の報酬を設定するため、条例の一部を改正するものであります。

新たな学校運営協議会制度は、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することにより、よりよい教育の実現に取り組むために導入するものであります。

本市におきましては、今年4月から南那須中学校区、烏山中学校区にそれぞれ学校運営協議会の設置を予定しております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第17号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第6 議案第18号 那須烏山市行政財産使用料条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第6 議案第18号 那須烏山市行政財産使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

民間事業者による公共工事の施工に伴う行政財産の使用料につきましては、これまで本条例の別表備考第6号にある「別に定めることができる」の規定を適用し、使用期間中の固定資産税相当額を使用料として運用してきました。

本案は、本条例中に公共工事の施工のための使用に係る使用料の額を明確に位置づけることで、公平で透明性のある事務事業を推進しようとするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番 洪井由放議員。



○12番（渋井由放） ここだけ見て、全体的に見ないと分からないところもあるんですが、公共工事の施工のための使用、これは固定資産税相当分を取りますよという明文化をすると。今までもこういうのがあったということだと思います。毎年どのぐらいの使用をさせるというか、そういうようなことがあったのか。また、これ、公共工事のみならず、民間工事なんかでも貸してもらえることがあるのかどうか、それは別表か何かに書いてあるのかどうか、その辺、お示しいただければなど、こういうふうに思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、民間工事の場合はこの条例の適用にはなりませんので、通常の土地を使用させる場合は、この条例別表の表に基づいて貸付料または使用料を徴収することとなります。

そのほかに、こういった公共工事のためのどのぐらいの実績があるのかという点に関しましては、あまりなかったんですが、今年度でいいますと、行政財産の貸付けとして南那須運動場に河川工事が入ったので、その資材置場として貸したとき、また、普通財産の貸付けとしましては、レインボーハウスの跡地にやはり公共工事が入りましたので、その資材置場として貸しているところは、固定資産税相当額を徴して取る実績がございました。

以上であります。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第18号 那須烏山市行政財産使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第19号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（久保居光一郎） 日程第7 議案第19号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正において、納税環境の整備のため、市中金利の実勢を踏まえ、延滞金等の特例規定が改正されたことに伴い、関係する市税条例、市債権管理条例、市後期高齢者医療に関する条例、市公共下水道事業受益者負担条例について、所要の改正をするものでございます。

主な内容は、延滞金の割合に関する名称を、「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改正するとともに、計算の前提となる割合について、新たに「平均貸付割合」と規定するものであります。

また、改正後の平均貸付割合がマイナスとなった場合、延滞金割合が0.1%未満となる可能性があるため、その可能性に対応した規定及び延滞金の額の計算過程で1円未満の端数が生じたときに対応する規定を併せて整備するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 地方税等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてということで、市の税条例、市の債権管理条例、市の後期高齢者医療に関する条例、市の公共下水道事業受益者負担条例と、この4本の改正が提案されているわけなんですけれども、延滞金の計算様式を明確にしたと思うんですけれども、延滞金を前と比較して、この改正後はいわ

ゆる金額的に重く割合が付加されるということになるのか、ならないのか、その点だけを確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） お答えいたします。

令和3年1月1日から、1か月以内のものについては2.5%、1か月を超えるものについては8.8%となりました。昨年から比べまして0.1%下がったこととなります。延滞金のほうは多少、少なくなると思います。あとは督促自体の額が減っていますので、延滞金全体的に少なくなってくる見込みであります。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第19号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第8 議案第20号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第8 議案第20号 那須烏山市介護保険条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市第8期介護保険事業計画の策定に伴い、令和3年度から3年間にわたる第1号被保険者の介護保険料の額を定めるものであります。

また、低所得者層の負担軽減を図るため、所得段階における第1段階の保険料は、基準額に乘じる割合を0.5から0.3に、第2段階は0.75から0.5に、第3段階は0.75から0.7に改めるものであります。

さらに、市民税本人課税層に当たる第7段階の基準所得金額を120万円以上210万円未満に、第8段階を210万円以上320万円未満に、第9段階を320万円以上600万円未満に改めるものであります。

併せて、ただいま議決いただきました議案第19号と同様に、地方税法等の一部改正において、延滞金等の特例規定が改正されたことに伴い、延滞金の割合に関する名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に改正し、計算の前提となる割合を「平均貸付割合」と規定しております。

また、延滞金割合が0.1%未満となる可能性に対応した規定及び延滞金の額の計算過程で1円未満の端数が生じたときに対応する規定を整備するなど、所要の改正をするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 第1号被保険者の所得段階別保険料なんですけども、おおむね3.5%の引上げになるのかなと思われるんですが、3.5%から3.6%ですね。それで、第2段階の世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入プラス合計所得金額が120万円以下で第1段階以外の方というのが2割近く上がるんですよ。これはどういう理由なのか。ほかには第1段階から11段階まで、ほぼ3.5%から3.6%の引上げなんですけど、第2段階だけが2割近く上がると。この理由についてお示しいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 第2段階の保険料の引上げなんですけど、第7期の第2段階の保険料が0.65から0.5に引き下がっておりまして、4万1,600円から3万2,000円ということになってございまして、第8期におきましても0.75ということで、4万9,700円なんですけど、これが0.5ということに引き下げますので、3万3,100円ということになりますので、率はちょっと計算しないとあれなんですけど、それだけの値上げということになります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 分からないので、後でよく細かに聞きに行きます。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 4万9,700円から3万3,100円のほうに軽減されますので、率としましては、ちょっとお待ちください。0.3となります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 具体的には、第1段階、全世帯全員がさっきのあれで、市民税非課税の老齢年金受給者等の保険料は、この基準額から0.3、そして4段階までの収入80万円以下、この保険料は基準額の0.9まで軽減すると、こういうことだよ。それで、この基準額はそのまま出したけど、ここに国の軽減措置が加わりますよというような理解でいいんですね。

だけど、それにしてもこの基準額だけが何か2割ぽんと上がっているのが非常に気になるんですけど、ほかは3.5%から3.6%引上げなのに、何でこの第2段階だけが2割、いわゆる基準額が引き上がるのか、それを聞いているんですけど、もう一度お願いします。

もし分からなければ後でいいです。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） すみません、お調べして後でお答えします。

○議長（久保居光一郎） じゃあ、後でということで、平塚議員、よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第20号 那須烏山市介護保険条例の一部改正についての御提案ですが、これは令和3年度から令和5年度までの3年間の第8期介護保険事業計画策定に伴う介護保険料の提案を含むものであります。

菅内閣は昨年12月15日に、75歳以上の医療費窓口負担を2割導入することを閣議決定しております。まさにコロナ禍で本当に大変なお年寄りに苛酷な負担を強いようとしているわけなんです。そういう中で、介護保険についても、率は3.5%から3.6%ぐらいの引上げになりますけども、コロナ禍で大変な思いをしているお年寄りの介護負担の値上げには反対いたします。

令和元年度の決算を見ましても、第1号被保険者現年分の普通徴収保険料で、328万9,943円の収入未済額があり、滞納繰越分が396万4,173円あると。こういう中で、さらにこの引上げを行えば、このような収入未済額が増えるものと考えます。

そういう中で、コロナ禍で大変なお年寄りに、今回は国のほうで第1段階から4段階までの低所得者の軽減はありますが、それ以外の一般の保険料の軽減措置がないということで、この引上げには反対いたします。

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第20号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保居光一郎） 起立多数と認めます。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第9 議案第21号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、条例の基準となる国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、まず、居宅介護支援事業所における管理者要件について、人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間を令和9年3月31日まで延長するものであります。

また、主任介護支援専門員の確保が著しく困難など、やむを得ない理由がある場合、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするものであります。

また、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等及び記録の保存等の電磁的対応の追加、運営規程等の掲示の柔軟化、感染症対策の強化等を定めております。

また、災害等が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修・訓練の実施を義務づけております。

さらに、ケアマネジメントの質の向上、高齢者虐待防止の推進を定めております。

施行日は、主に令和3年4月1日でございます。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置につきましては、3年間の経過措置を定めております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第21号の那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございますが、おおむねこれはケアマネ関係を重点とする居宅施設等、10か所ですかね、その先ほどの市長の提案の説明だと思います。

これの中で、前からいろいろ対策は取っていたんだと思うんですが、新しい文言として、虐待の対策というんですか、ハラスメント対策、及び感染症予防及び蔓延の防止のための措置というのは、3年間の経過措置の中で具体的に進めていくというふうな文言が出てきているんですけども、具体的にはどんな指導というか協議というか対策というか、そういうものが現場ではされているんでしょうかね。この虐待防止と感染症の予防、蔓延防止のための措置と、この内容について御説明をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、ハラスメント対策においてですが、議案書の中にも書いてあるように、職場において性的な言動だったり、いわゆるパワハラですかね、優越的な関係を背景とした言動とか、そういったものがないように指導をすることになると思います。

それと、感染症対策におきましても、玄関先できちんとアルコール消毒とかソーシャルディスタンスを取りなさいとか、一般的な今、行われている感染症対策を徹底するように指導していくことになると思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ各施設の中で、何というか、なれてしまって、人権をそぐような、お年寄りに対する指導というか、そういうふうにならないような、いわゆる愛情と優しさを持って虐待防止とか感染症の蔓延防止のための措置を取っていただけるように、強く担当課としても指導いただくようお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 答弁はいいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。



〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第21号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第10 議案第22号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第10 議案第22号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、条例の基準となる国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、ただいま議決いただきました議案第21号と同様に、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等、及び記録の保存等の電磁的対応の追加、運営規程等の掲示の柔軟化、感染症対策等の強化等であります。

同様に、災害等が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスを安定的・継続的提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修・訓練の実施を義務づけたほか、ケアマネジメントの質の向上、高齢者虐待防止の推進を定めております。

そのほか、従業者の配置の柔軟化、入所者の健康管理の強化等を定めております。

施行日は令和3年4月1日でございます。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、認知症に係る基礎的な研修の受講、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の職員の配置、入所者の栄養と口腔衛生の管理、事故発生の防止と事故発生時の対応等につきましては、3年間の経過措置を定めております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第22号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第11 議案第23号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第11 議案第23号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、条例の基準となる国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、ただいま議決いただきました議案第22号と同様に、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等及び記録の保存等の電磁的対応の追加、運営規程等の掲示の柔軟化、従業員の配置の柔軟化、感染症対策の強化等であります。

同様に、災害等が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修・訓練の実施を義務づけたほか、ケアマネジメントの質の向上、高齢者虐待防止の推進を定めております。

施行日は令和3年4月1日でございます。

なお、虐待防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置、研修の受講等につきましては、3年間の経過措置を定めております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第23号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第12 議案第24号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第12 議案第24号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、条例の基準となる国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、ただいま議決いただきました議案第21号から23号までとほぼ同様に、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明・同意等、及び記録の保存等の電磁的対応の追加、運営規程等の掲示の柔軟化、感染症対策の強化等であります。

同様に、災害等が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的提供される体制を構築するため、業務継続に向けた計画策定、研修・訓練の実施を義務づけたほか、ケアマネジメントの質の向上、高齢者虐待防止の推進を定めております。

施行日は令和3年4月1日でございます。

なお、虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及び蔓延の防止のための措置につきましては、3年間の経過措置を定めております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認とお願いです。

この条例の2ページ、23条の2に、感染症予防とか蔓延の防止のための検討委員会をおおむね6か月に1回開催とあるんですけども、この委員会のメンバー、これを教えてほしいのと、前にもお願いしたのは、今回、コロナなんかの場合に、例えば矢板市なんかはお医者さんが入っているんですね。それで有効的な対策の内容になっているので、これを検討したらどうですかというのをお願いしたことがあるんですけど、その辺についての見解を……。

もう一回言いますよ。聞こえていますか。要するに、この委員会を6か月に1回開催ということになっているよね。それで、この検討委員のメンバー、これでうちは多分、医者は入っていないと思うんだけど、矢板市とかほかで医者が入っていて、すごく効果的だということを前に紹介しました。これはとてもいい仕組みだなと思ったので、水上課長はもう検討していると思うんだけど、その辺の話も含めて見解を教えてください。

それでこれに関しては、これは感染症対策ということなんだけど、介護に対しても今回はずらっと同じような内容がずっと出ているんだけど、この辺のメンバーに対しても、今のようアイデアというのは適用できるのかも含めて、見解をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ただいまの御質問にお答えいたします。

23条の2のほう、委員会のメンバーということなんですけれども、これに関しましては、事業所においてメンバーを選定しまして、周知徹底を図るということになると思うんですが、医療機関の関係者も入ると専門的な知識も当然いただけますので、いいことだと思いますので、その辺も含めまして、その件に関しましては検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 前向きにぜひ検討して進めてください。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第24号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 議案第25号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例等の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第13 議案第25号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国土調査法に基づく地籍調査の成果により、旧野上小学校の底地の4筆を1筆に合筆し、「野上703番地1」として登記が完了したことに伴い、那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例、那須烏山市公民館設置、管理及び使用料条例及び那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例について、一括して所要の改正をするものでありま

す。

具体的には、那須烏山市すくすく保育園、那須烏山市烏山南公民館及び那須烏山市野上体育館の位置を、「野上703番地」から「野上703番地1」に改めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 意味がよく理解できないので、教えていただきたいと思って質問なんです。何筆かあったものを合筆しましたので、その合筆の住所になりましたということかなと思うわけですが、これは何か法律か何かで合筆しなければならないとか、そんなような規定があるのかどうか。そのままでもよければそのままだって全然問題ないのではないかなと、こういうふう思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一応、今回につきましては、国土調査法に基づく地籍調査によりまして、4筆あったものが1つの筆になりまして、それが今までが「野上703番地」というものだったんですけど、同じ地番がそこにはございませんので「703番地1」ということであることになりましたので、条例のほうを直したところですが、（「国土調査法でそういうふうな決まりがあるのかどうかという問題なので、都市建設課長に聞いてもらったほうがいいかな」の声あり）すみません。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 利用形態が同じ地目、同じ地権者であれば合筆するのが基本ということになります。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それの基本ですが、法令で定められているということではないですよね。どうなんでしょうかというふうに聞いている。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 国土調査法で定められております。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

○12番（渋井由放） はい。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑はございませんか。

4番 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほどの渋井議員の質問に関連して質問したいんですけども、その際、合筆の際に、参考までに教えていただきたいんですが、法律に基づいてそういうことをやったとおっしゃったんですが、その合筆の費用というのは、地籍調査の事業費の中から出されていたり、何か市の持ち出しとかってあったりしたんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 地元の調査から測量、登記まで、全て地籍調査事業の費用で賄うことができますので、特段費用は別にはかかりません。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第25号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第26号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正について

○議長（久保居光一郎） 日程第14 議案第26号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正についてを議題といたします。



市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路構造令の一部改正に基づき、交通安全施設に自動運転装置を電子的・電磁的に補助する自動運行補助施設を追加するとともに、新たに創設された歩行者利便増進道路の基準を規定するものであります。

新たな歩行者利便増進道路は、にぎわいある歩行者中心の道路空間を築くため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間として、道路の占用を柔軟に認められる道路でございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 道路標識の寸法に係る条例の一部改正についてということですが、標識の寸法というのがどのように変更になるということですかね。また、変更になるとすれば、現状がどのように変更になったか、その違い。

それと、第33条、自動運行補助施設というものがありますが、具体的にどのようなものを示すのかをお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 道路標識につきましては、今回は改正ありませんが、法律の名前が「那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例」ということでなっておりますので、この条例を改正するというので、道路標識というところが入っておりますが、こちらにつきましては、今回は変更はございません。

33条の自動運転補助施設につきましては、トンネルとか山あいとかで電波状況の悪いところとかに補助的に電子的・電磁的な施設を言いますね。

ということで、よろしくお願ひします。（「具体的にはどんなもの。そこら辺が聞きたい」の声あり）具体的には、今、自動運転車両が出ていると思いますが、それを誘導するためのものということで、ちょっと具体的には分かりかねますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） トンネル等で結局、電波発信装置みたいなものが今後つくという理解でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そのような理解でよろしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

○3番（堀江清一） 了解しました。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第26号 那須烏山市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第9号から、日程第22 議案第16号までの令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）、国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、熊田診療所特別会計補正予算（第1号）、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、介護保険特別会計補正予算（第3号）、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、下水道事業特別会計補正予算（第2号）、水道事業会計補正予算（第2号）の8議案については、いずれも令和2年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第15 議案第 9号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）  
について
  - ◎日程第16 議案第10号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第17 議案第11号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について
  - ◎日程第18 議案第12号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
  - ◎日程第19 議案第13号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第20 議案第14号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
  - ◎日程第21 議案第15号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
  - ◎日程第22 議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（久保居光一郎） よって、議案第9号から議案第16号までの8議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号から議案第16号まで、令和2年度補正予算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ9,541万1,000円増額し、補正後の予算総額を151億2,227万9,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や、新型コロナウイルス感染症対策経費、災害復旧費の追加計上等が生じたことから、補正予算の編成をしたものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策経費を中心に、翌年度への繰越明許費15事業、事業の精算等に伴う債務負担行為の追加・変更2事業、地方債の追加・変更6事業について、それぞれ所要の予算を措置いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業執行ができなかった14事業、約2,800万円につきましては今回、減額させていただきました。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費は、財政調整基金積立金、市有施設整備基金積立金、庁舎整備基金積立金として、今後の財政運営の健全化や公共施設の総合管理に備えて、それぞれ積立金を計上するものであります。

ふるさと応援基金積立金は、全国各地から御寄附いただいた金額について、積立金を計上するものであります。

民生費は、介護保険特別会計繰出金として、介護保険特別会計の保険給付費が増加したことに伴い、一般会計からの繰出金を増額するものであります。

私立保育施設運営委託事業費は、実績に基づき、認定こども園等に対する保育施設型給付費等負担金を増額するものであります。

衛生費は、高齢者予防接種事業費として、65歳以上のインフルエンザ予防接種の受診率が当初予定を上回る見込みであることから、今後の所要額を勘案し、増額するものであります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、円滑に住民接種が実施できるように、予約体制や会場設営等の準備を進めるための経費について増額するものであります。

なお、予防接種に関しましては、国からの情報も不確定要素があり、刻々と情勢が変化しておりますので、新年度早々に専決処分で補正予算を編成させていただく可能性がありますので、御理解をお願いしたいと思います。

農林水産業費は、団体営土地改良事業費として、国の補正予算成立に伴い、令和3年度実施予定箇所の前倒し事業として、農業用ため池の機能診断及び機能保全計画を策定するための業務委託を新たに計上するものであります。

森林環境整備促進基金積立金は、本市に交付される森林環境譲与税の額に応じて、積立金を計上するものであります。

商工費は、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費としまして、地方創生臨時交付金を活用した感染症対策事業継続応援金等の各種事業の精算を行うとともに、本年1月に発令された緊急事態宣言に伴い、栃木県と連携して実施いたしました感染防止営業時間短縮協力金について、新たに計上するものであります。

土木費は、道路維持管理費として、路面の補修や支障木対応等の経費について増額するものであります。また、道路整備費や辺地道路整備事業費については、事業費の精算によるものであります。

急傾斜地崩壊対策事業費は、現在実施しております2地区について、国からの追加配分に伴い、事業費を増額するものであります。

消防費は、消防水利管理費及び消防水利施設整備費として、既設消火栓の維持管理費や、新たに設置した消火栓の負担金の額の確定に伴う増額であります。

教育費は、学校教育ネットワーク整備事業費として、GIGAスクール構想に基づき、既に導入したタブレットに関連して、大型液晶ディスプレイや周辺機器を整備し、さらなる教育環境の充実を図るための増額であります。

各小中学校運営費は、国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、備品等の購入のための増額であります。

烏山野球場管理費は、令和元年東日本台風で被災した物置やベンチ等を更新するための増額であります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、令和元年東日本台風による農地・農業用施設に係る災害復旧費の増額であります。

公共土木災害復旧事業費は、同じく被災した大桶運動公園災害復旧や、県が実施する荒川災害復旧助成事業負担金に係る事業費の精算として減額するものであります。

公債費は、償還元金、償還利子ともに、利率見直し等の借入れ条件変更に伴う精算であります。

次に、歳入であります。

市税は、固定資産税現年課税分について、現在の徴収状況を勘案し、増加するものであります。

普通交付税は、額の確定に伴う増加であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、676万円増額し、これまで配分が確定した総額4億9,805万円について、市独自の緊急経済対策として計画計上した55事業に全額充当いたしました。

農地農業用施設災害復旧事業費補助金は、令和2年6月豪雨及び令和元年東日本台風の災害対応に係る費用に対する補助金の増額であります。

繰入金は、基金繰入金として、基金残高を確保するため、財政調整基金繰入金や市有施設整備基金繰入金等を減額するものであります。

市債は、事業の精算によるものに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により地方消費税交付金等の減収見込額に対し、減収補填債が新たに発行を認められたことによる増額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々から頂きました寄附金の増額になります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第10号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ1億8,870万8,000円減額し、補正後の予算総額を32億9,372万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税の調定額が見込みより増加したため、406万1,000円を増額するほか、県支出金を1億8,820万円減額するものであります。

歳出は、保険給付費を1億9,262万円減額、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健事業を500万円減額し、過年度分の療養給付費の精算により886万8,000円の償還金が生じたため、この分を計上いたしました。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算を、それぞれ91万3,000円減額し、補正後の予算総額を4,871万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、七合診療所の診療収入が見込みより減少したため、903万2,000円を減額するものであります。

歳出は、医薬品費の精査により92万円減額するものであり、財源の不足につきましては、前年度繰越金及び国民健康保険診療所運営基金繰入金をもって措置いたしました。

次に、議案第11号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ103万4,000円減額し、補正後の予算総額を4,656万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、診療収入が見込みより減少したため、405万9,000円を減額するものであります。

歳出は、医薬品費の精査により、100万円減額するものであります。

不足財源につきましては、熊田診療所運営基金の残高が減少している状況から、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第12号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ376万6,000円減額し、補正後の予算総額を3億6,655万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料の調定額が見込みより減少したため、171万1,000円を減額するものであります。

また、保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴い、歳入の一般会計繰入金、歳出の広域連合納付金をそれぞれ減額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し、増額いたしました。

次に、議案第13号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ8,470万円増額し、補正後の予算総額を28億7,664万5,000円とするものであります。

歳出の内容は、今後の不足が見込まれる保険給付費や、地域支援事業の総合事業に係る保険給付費の増額計上でございます。

また、保険給付費、地方支援事業費の財源につきましては、国・県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、農業集落排水事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ48万4,000円減額し、補正後の予算総額を6,255万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、公営企業会計移行支援業務及び汚水ます設置工事費について、事業費の精算によるものであります。

歳入の内容は、加入金、一般会計繰入金及び市債を減額し、前年度繰越金を増額いたしました。

次に、議案第15号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ3,840万3,000円減額し、補正後の予算総額を3億4,559万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、下水道事業における消費税の増額、人事異動による人件費の減額及び事

業費の精算によるものであります。

また、南那須処理区の田野倉地内道路改良に伴う管渠布設工事等を予定していたところ、栃木県による工程変更により、今年度内の事業実施が困難なことから、これらに係る建設工事費を減額いたしました。

歳入の主な内容は、受益者負担金、一般会計繰入金及び市債を減額し、県からの補償金及び前年度繰越金を増額しました。

議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を286万9,000円増額し、補正後の予算総額を6億4,493万9,000円とするものであります。

主な内容は、令和元年東日本台風災害救助法繰替支弁負担金の計上及び長期前受金戻入の増額であります。

また、水道事業会計予算の収益的支出を1,382万2,000円増額し、補正後の予算総額を5億6,317万2,000円とするものであります。内容は、固定資産除却費の計上及び減価償却費の増額であります。

また、資本的収入を1,457万1,000円減額し、補正後の予算総額を2億4,184万2,000円とするものであります。

内容は、国庫補助金交付額の決定によるものであります。

以上、議案第9号から議案第16号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

その前に、先ほど議案第20号の質疑において、平塚議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、健康福祉課長から追加答弁があります。

水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 先ほど議案第20号の中で、平塚議員の第2段階の保険料の増加の割合が多い理由ということで答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。



第2段階の軽減割合は、国の基準が0.75のところ、市独自の基準を設けて0.65としておりました。今回の改正で、減額の基準割合を国の基準に合わせて0.75としたところから、第2段階の保険料の増加の割合が増えてしまっているところがございます。

ただし、条例第2条第3項において、第7期同様の軽減措置を取っておりますので、被保険者本人の負担増とはならないということでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 続いて、議案第25号の質疑において、渋井議員の質問に対し、答弁の修正がありますので、都市建設課長より追加答弁をお願いいたします。

佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 議案第25号の市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例等の一部改正につきまして、地籍調査事業の合筆のことにつきまして誤りがありましたので、修正させていただきます。

国土調査法には合筆等までの記載はございませんで、合筆につきましては、地積調査作業規程準則に基づいて実施しておりまして、所有者及び地目が同じ、そして接続する土地につきましては、土地の所有者の同意を得て合筆することができるものとなっておりますので、修正させていただきます。地権者の同意ということがありますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） くれぐれもよくよく法令、法律その他をしっかりと勉強していただいて、申し訳ないんですが、2回も3回もやるというようなことがないようにお願いしたい、こういうふうには、これを言いたいがためにやっているということでございます。

以上。

○議長（久保居光一郎） 休憩前に、日程第15 議案第9号から、日程第22 議案第16号、先ほど市長から補正予算に関する提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 一般会計の補正予算でございますが、27ページのふるさと応援寄附金612万6,000円とありますが、かなり高額で、大変ありがたいことだと思うんですけども、何人ぐらいによる寄附金の金額なのか、あるいは数名なのか、その辺もお伺いいたします。

次、35ページ、運転免許証自主返納15万4,000円とございますが、運転免許証を返納する方が多くて予算が間に合わず、補正をしたものなのかなとも考えたわけでございますけ

れども、この補正予算の性質について。

さらには、今年度、自主返納された方が何名ぐらいいらっしゃるのか。

さらには、ここ近年を見て、自主返納される方が減少傾向にあるのか、増加傾向にあるのか。その辺の数字についても伺います。

次に、51ページ、派遣事業、中学生海外派遣事業と、広島平和記念式典事業ができなかったということだと思いますけれども、この2つの派遣事業は、極めて重要で意義の深い事業だと私は理解しております。今までできたことができなかったことによりまして、教育現場において何か変化が起きたのか、どのような現象面が起きているのか、教育現場の現況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） まず、27ページでございます、ふるさと応援寄附金でございます。

1月末現在で608件でございます。金額にしまして、1,609万円ほどの寄附金を頂いております。現在までの金額でございますが、その差額分を今回、補正させていただいております。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案書35ページ、運転免許証自主返納者支援事業費15万4,000円の補正の理由でございますが、この15万4,000円につきましては、免許証返納時のタクシー券を自前で作っておりますが、その台紙が足らなくなることから、その台紙分を購入する費用でございます。

実際の免許証自主返納者の申請人数でございますが、令和2年度3月1日現在では、申請者69人でございます。平成29年度が85人、30年度は84人、令和元年度が、理由はちょっと分かりませんが、132名と増加傾向にありまして、今年度につきましても、おおむね29年、30年ベースにはなるのかなと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、51ページの海外派遣事業、それから広島への記念式典派遣事業についてお答えいたします。

残念ながらコロナ関係で今年度は実施できませんでしたけれども、子供たちのほうから、特に中学校の海外派遣のほうは駄目なんではないかみたいな話が出てきて、非常に期待されていた部分もあって、我々としても心苦しい感じがしましたけれども、残念ながら相手国のコロナ

対策ということもございましたので、中止させていただきました。

それから、広島の方は、これは国内ですけれども、あちら自体が縮小ということで考えられていますので、来年度につきましては、同規模の予算を一応要求しまして、この後、審議いただきますけれども、実施していきたいと。できることであれば、少し増員してというふうな考えも持ってはいるんですが、広島の方は恐らくソーシャルディスタンスで、今までより少ない人数しか入れないような状況になるかと思っておりますので、その辺については、人数については昨年どおりと。海外派遣につきましても、やはりウィスコンシン州のほうはかなりコロナの関係と、それからブラックマターですか、黒人の方の警察官による死亡その他で結構運動が起きていた時期もありまして、かなり有色人種に対する偏見が出てきているというようなうわさがありますので、その辺について早めに精査して、実施できるか、できないか、あちらとも調整してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 予算の性質等については承知いたしました。運転免許証の自主返納ですけれども、やはり高齢者の事故等も増えておりますので、ぜひとも交通安全協会とも連携を深めて、こういった制度があるんだよということをさらに周知していただければなおありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、海外派遣事業ですけれども、確かにこういうコロナ禍で緊迫しておりますけれども、非常に重要な派遣事業だと思っておりますので、いろいろな角度から研究を重ねて、いい形でまた進めることができるように御期待申し上げまして、了解いたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 補正予算、一般会計の関係で質問したいと思いますが、まず27ページなんですけども、土地売払収入というのが194万円ありますよね。これはどこのところで、収入を得たのか、説明をお願いします。

次に、33ページ、企画費のほうで、まちづくり団体支援事業費が50万円、地域おこし協力隊事業費が465万7,000円減額となっております。これはいわゆる事業そのものがコロナ等とかそういうことでできなかったということで、減額になったのか。国のほうからの…、国のほうからは来ているんだね、一般財源がほとんどなので、この減額の理由を説明いただきたいと思っております。

35ページ、住宅推進対策費の中で、住宅リフォーム助成事業費というのが150万円補正になっておりますが、簡単に言うと、当初予算につけたものにプラス、これだけの事業費の需

要があったということだと思んですが、その中身について御説明をお願いしたいと思います。

それと43ページ、これは熊田診療所の会計とも関係するんですが、熊田診療所特別会計繰出金というのが263万3,000円とあります。予算の説明のときだったか、それとも今回の議会の提案の説明だったかちょっと忘れましたが、熊田診療所の基金が枯渇しているというような説明があったかと思うんですが、今までの運用がどうだったのか。それで、今後はそれをどのように対処するおつもりがあるのか。これは熊田診療所の特別会計のほうにも関わる問題でございますが、今の現況と今後の課題、対策、その辺を御説明いただきたいと思えます。

51ページ、先ほど沼田議員のほうから、海外派遣あるいは広島平和式典派遣の話があったんですけども、このコロナ禍の中で学校が予定していたものでできなかった事業、このほかに何かあるのか、ないのか、その辺について御説明いただければなと思えます。ほかは滞りなくできているのかどうかね。

59ページ、農地・農業用施設災害復旧事業費6,281万8,000円とありますけども、これでほぼ令和元年度の東日本台風の農地・農業用災害復旧事業は完了すると考えていいのかどうか。この事業内容と、完了と考えていいかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、まず27ページ、17款2項1目の不動産売払収入194万円につきまして、説明を申し上げます。

こちらにつきましては、2か所ございます。1か所が、烏山の城東地内、国道294号沿いのセブニーイレブンの北側、興野大橋との間のところに、旅館なんですかね、今、建設中だと思いますが、そちらに法定外道路がございまして、そちらの売払いがまず1件。もう一件につきましては、大桶地内、こちらも国道294号沿いでございます。広域行政の手前にトヨタさんがございまして、その南側に同じく法定外道路がございまして、そちらを売払いしております。

以上2件で194万円ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、33ページのまちづくり団体支援事業費からお答えいたします。

100万円、当初措置していただいていたものだったんですが、実際、実績が50万円になりまして、当初、説明会ときには多くの団体さんが聞きに来てくれたんですけど、最終的には1団体さん、プチャーロさんだけが実施されたということで、50万円が不用額になりました。

た。

その次の地域おこし協力隊事業費でございます。こちらは、令和2年度2名分ということで取らせていただいていたんですけど、9月の議会でも御報告申し上げましたが、8月の末日で1名が退職いたしまして、結局、残りの部分が不用額になってしまった。報酬手当の部分ですとか、活動する部分について全額不用となったので、落とさせていただいたというところでございます。

続きまして、次の35ページです。住宅リフォーム助成事業について、150万円の増額をお願いしてございます。こちらは当初予算では60件として想定しておりました。こちらが、やっぱり需要がございまして、85件になるだろうと。最大10万円なんですけれども、85件ぐらいにはなるだろうというので、この150万円を追加で要求させていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） では、熊田診療所についてお答えいたします。

まず、議案第11号の熊田診療所の補正予算のほうを御覧いただきたいと思っております。こちらで、歳入のところの診療収入がマイナス405万9,000円としております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって受診控えが見られ、診療収入が減ったところによるものでございます。

これに伴いまして、歳出につきましても、医業費、医薬品の購入費等は減額させていただいております。これが診療収入が減ったことによりまして、運営していくために財源が不足になります。こちらにつきまして、一般会計から繰り出しをさせていただいたというものでございます。

それから、今までの運用ということでございますけれども、熊田診療所、年々受診者、患者さんの数が減ってございます。今ですと、令和2年の4月から今年1月までの10か月間を見ますと、2,390名でございます。これが前年、令和元年の同じ時期ですと2,551名、その前の平成30年ですと2,808名ということで、年々200名から100名、患者さんが減っているということが大きな要因になります。

また、この財源不足を補うために、一般会計から繰入れを毎年行っておりますけれども、こちらについても申し上げますと、令和2年度につきましては、今回の補正額を含めまして463万3,000円になります。令和元年度につきましては250万円、平成30年度につきましては400万円、平成29年度は900万円、それから28年度、27年度、26年度とそれぞれ1,150万円ずつ一般会計から繰入れを行っております。患者さんが高齢化して

減っているというところもありますけれども、令和2年度につきましては、コロナウイルス感染症の影響がかなり大きいものと考えられております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、教育関係で、コロナ関係でほかにできなかった行事があるのかという御質問ですので、51ページにあります文武両道教育推進事業、それから中学校部活動・学習サポート事業については、これは実施ができませんでした。

部活動・学習サポートについては、宇都宮大学のほうは派遣してもいいというようなお返事をいただいたんですが、大学自体がリモート授業をやっているのに、こちらに来てもらうというのちょっと危険性があるかなということで、一応中止ということにいたしました。その分と言っては何ですが、小学校6年生、中学校3年生につきまして、土曜授業を各学校とも30時間程度、実施しております。

それから、学校独自の事業等については、文化祭についてはちょっとできなかったところはあるんですが、修学旅行、遠足等、あと運動会につきましては、時間の設定を短縮する、または旅行先を変更する等々を行いまして、ほぼ完全に実施しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 御質問いただきました農地・農業用施設災害復旧事業費、こちらの金額で完了なのかという御質問ですが、おおむねこちらの数字で完了ということになります。

ただ、一部、橋梁部分につきましては繰越しをさせていただきまして、令和3年度の事業として繰越しして実施させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） おおむね理解しました。

ただ、35ページの住宅リフォーム助成制度は、当初予算で60件を見込んでいたものが、85件の申込みがあり、その分、補正をしたと。これに見られるように、コロナ禍にあってもこのように需要がある地元中小業者に仕事を与える重要な仕事なのに、令和3年度はこれをぶち切るということございまして、これはとんでもないということを訴えて、質問を終わります。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 何点か、一般会計のほうから質問させていただきます。

まず、37ページ、選挙管理委員会運営費で、物品購入759万円。これは何なのか教えて

ください。

43ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費746万9,000円の内訳をお願いいたします。

49ページ、真ん中、辺地道路整備事業費、マイナス760万円。まだ整備しているところがいっぱいあるのに、予算減額の理由をお願いいたします。

先ほどから皆さん出ている、私も聞こうと思ったんですが、中学生部活動・学習サポート事業費。中止になった理由。減額。これは次年度もやるのか、やらないのか、お願いいたします。

それと、次の53ページ、教育情報ネットワーク整備事業費。この前、下野新聞で見たと思うんですが、矢板市はもうどこかの学校で……、どこかの学校って、矢板東小学校の先生がオンラインを使って他校の授業をやったという実績があります。当市ではそこまでやっているのか、やっていないのか、やる予定はあるのかというところを聞かせてください。

それと、そのページの一番下、烏山中学校教育振興費と南那須中学校教育振興費のほうの減額の理由をお願いいたします。

次の55ページ、文化財保護費57万4,000円の減額の理由、文化財調査費237万5,000円の減額の理由をお願いいたします。調べなきゃいけない文化財等々はいっぱいあると思うんですが、減額する理由はないと思うんですが、お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 37ページ、選挙管理委員会運営費759万円の内容でございます。

まず、投票所12か所あるんですが、投票所用の投票用紙を出す交付機、それを10台ほど買う予定でまず考えてございます。

それと、開票所において、開票の効率化を図るため、投票用紙読取分類機というのを既に配備しているんですが、さらに効率化を図るため、もう一台購入したいということで、その合計が759万円という内容になってございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 43ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の内容でございますが、まず予約センターの業務の委託料、また、会場設営等の業務委託料、また、消耗品等の追加、それとクーポン券、予診票の印刷・封緘、結果入力等の委託料がプラスの部分でございます。

マイナスの部分といたしまして、接種に係る医師、看護師等の報償費、これを2,000万円ほど減額させていただきました。この理由につきましては、今回の新型コロナウイルスワクチン

接種に係る経費は、国において全額補助してもらえることになっておりまして、その補助金が、ワクチン接種体制確保事業費補助金と、ワクチン接種対策費負担金ということで、2本立てになっております。ワクチン接種に係る経費は、ほとんどがワクチン接種体制確保事業費補助金に含まれるんですけども、医師、看護師等の報償費についてのみ、ワクチン接種対策費負担金として交付されることとなっております。

2月の補正の段階では、3月中から高齢者への接種が開始する予定でございましたので、医師、看護師等の報償費2,000万円を計上させていただきました。しかしその後、ワクチンの確保が難しいとの理由から、接種開始時期が4月にずれ込むこととなったため、県から負担金に係る経費は令和3年度予算において計上するとともに、令和3年度に交付申請するようなどの指示がございました。そのため今回、2月に補正させていただいた経費の中から、医師、看護師等の報償費に当たる2,000万円分を減額させていただくことになった次第でございます。

内容は以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 次に、49ページの辺地道路整備事業費の760万円の減額補正につきまして、説明申し上げます。

当初予算では8,000万円を計上し、県のほうに申入れを行っておりましたが、県からのまず第1次の配分が7月にあり、満額ではなく6,270万円ということの金額でございました。それ以降、借入れの申請を続けておりましたが、最終的に額の確定がございまして、6,270万円に追加で970万円の追加にとどまってしまいましたことから、8,000万円の予算に対しまして、7,240万円の起債借入可能ということになりましたものですから、今回、減額補正ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、私のほうからは、中学生部活動・学習サポート事業についてお答えしたいと思います。

まず、中止した理由につきましては、先ほど平塚議員のほうにもお話ししましたように、コロナ関係で宇都宮大学自体が対面授業をせずにリモート授業をしている段階で、あちらは派遣してもいいという回答は得たんですが、ちょっと受け入れるのに感染その他、そのような危惧があったということで、中止にいたしました。

次年度以降につきましては、来年度予算にまた同じように予算要求しておりますので、ぜひ実施してまいりたいと考えております。



その他については、課長のほうから回答してもらいます。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） それでは、53ページの教育情報ネットワーク整備事業関係での質問にお答えしたいと思います。

まず、矢板東小ですか、の関係で、オンライン授業というか、それをやっていることに関連して、本市で今現在どうなのかという部分についてなんですが、本市のほうではまだこれからということで、今の段階では実施はできておりません。

矢板市の場合ですと、この端末の導入以前の年度の時点からいろいろ先生方がまずは慣れ親しむというような形で、単独予算等である程度その操作とかそういった経験を積まれて、今回のGIGAスクール構想というふうに移行してきた経緯がありますので、その辺がちょっとうちのほうとは違うのかなと思っております。

今回の計上の内容としましては、今回、端末を導入するわけなんですが、健康面に配慮して、ブルーライトカットのタイプのそういう保護シールを購入したり、あとはどうしても小学校の低学年の1・2年生のお子さんについては、ログインするとかそういった部分については、いきなりはなかなか難しいかなということで、大型モニター等で例えば先生のほうの端末で、最初のうちは授業に慣れてもらうということでの購入というものを予定しております、こういった内容のものがこの592万4,000円の中身となっております。

それと、53ページの烏山中学校教育振興費、それから55ページの南那須中学校教育振興費の減の理由につきましては、やはり新型コロナウイルスの感染症の関係で、ほとんどの部活動や、例えば音楽祭とかそういった関係で予定していました送迎用のバス、公式大会等の関係ですけど、そういったバスの委託料の支出が、そういった大会が全て中止になってしまったということを受けての減額となっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） GIGAスクール関係で若干補足させていただきます。

以前も御説明いたしました、1人1台の端末の導入については、3月下旬というようなことで、実際には実は先週、入りました。1か月早く入りましたので、議員がおっしゃっているようなことを少し練習する時間が4月当初に向けてできたというような状況でございます。

江川小学校では卒業式をリモートでやるということで、どなたか代表で御出席いただけたとは思いますが、卒業生しかいません。保護者と。ほかの学年の子供たちは教室で端末で様子を見るというようなことになっております。

今のところ、そのような状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 55ページの文化財保護費の減額について御説明いたします。

当初、『二宮金次郎』の映画を上映予定でしたが、なかなか実施ができなかったということでの減額でございます。

文化財調査費の減額につきましては、これは国庫補助事業で行っております。配分がやはり減額ということになりました。それに伴って、烏山城の調査の精査をさせていただいた内容でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 選挙管理委員会については、了解いたしました。

コロナのワクチン対策については、本当に漏れがないようお願いして、うちでやる事業ではないので、国がやってくれる事業なので、本当に市民に漏れないような案内をお願いいたします。

辺地債も了解しました。

GIGAスクールに対する対応についてが一番聞きたいところなんですけど、リモートで卒業式を江川小はやるといふか、矢板市のように、このGIGAスクールに対して主任教諭、矢板市の場合は、この主任教諭さんに1年間、帝京大学かどこかに行かせて、内部留学させて勉強させたんですね。そして今年、西脇という教諭なんですけど、その教諭がこの前も授業をやったんですね。そういった体制というのは、那須烏山市は主任教諭は誰でというのは決めてありますか。そこを1つ。

文化財調査費は了承しました。

あと、教育振興費なんですけど、大会がなくなったから減額と言いましたけども、それに対して代替に何かできなかったのかなど。いろいろな生徒に対するほかに代替で、本当に部活動とか、今年の3年生といふか、6年生も含めてでしょうけど、本当に高校生まで含めて、大会がなくなって、それで本当にいろいろな報道なんか見ていると、進学を変えざるを得なかったなんていう生徒もいっぱいいるんですね。本当だったら実績を残して、そういったところへ行けたという生徒が、行けなかったというのをいっぱい話を聞いております。そういった手助けには、教育振興費は回せなかったのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 矢板市の主任教諭なんですけど、大変申し訳ないんですけど、本市とは財政規模が違って、本市は独自で派遣するというようなことは、なかなか難しい。

それから各校には、これから次年度の校務分掌の作成になりますので、ICT担当の教員は

当然、各学校で、主任という形になるかどうかはいずれにせよ、担当は設置するというような形になります。

それから、部活動の代替活動につきましては、なかなか、議員がおっしゃるのは市独自とか、地区独自でやって、いわゆる推薦とか何かの基準にというふうな形にはちょっとなりませんので、私たちとしても、そういったものが、子供たちが活動できる場を提供したいとは思っておりましたけれども、やはりちょっと感染のリスクが高いのではないかということと、あと若干、お貸しした団体が本市の在住のはずが別な県の人がいたなんていう状況がありましたので、残念ながら控えさせていただきます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 最後に、しつこいかもしれないですけど、ICTの環境の授業の担当の主任教諭というのは置かないんですか。置くんですか、置かないんですか。できれば置いていただいて、やっぱり独学では間に合わないと思うんですよ。正直言って、矢板市に研修に行っていたきたいというぐらい思うんです。今からでもね。本当だったら矢板市から異動させてその教諭を持ってきちゃえば一番いいんですけど、そういうことはルール違反でしょうから言いませんけども、せっかく向こうでそういった……、本当にこれが全然、東京でやっているんじゃないので、矢板市でやっているの、ぜひとも学んできてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 校務分掌関係ですので、教育委員会でこれをつくるとかというふうな形はちょっと難しい部分はありますが、先ほど申し上げたように、担当の教諭は校務分掌の中に入れていくと。単学級、小さい学校が本市は多いので、全てこれでやりなさいと言うわけにはいきませんが、そういった形で主任というか、担当は決めると。

それから、実は矢板市ではなくて、真岡市の小学校に視察に行っております。担当が行きまして、次に2回目は私も行くということだったんですが、ちょっと向こうの教育長さんが、教育長さんまで来られるとちょっとコロナ対策が大変なのでやめてくれと止められた経緯があります。ただ、その学校につきましては今後、各学校から代表を、今、議員がおっしゃったようなICT担当とか主任を連れて研修に行くという方向で話を進めておりますので、矢板市ではないんですが、一応こちらでは真岡市との関係がありましたものですから、そういうような計画を立てております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらの資料のほうの最初のほうから質問させていただきます。

まず、10ページの、これは繰越しのほうなんですけれど、商工費のほうで、民話デジタル発信事業費と観光プロモーション動画制作事業費とあります。こちらの民話デジタル発信事業費のほうは、滝のほうで新しくリニューアルオープンするのに合わせてやるのかと思うんですが、この2つのコンテンツの発信時期等を教えていただきたいのと、それと、次に21ページの衛生手数料の犬の登録手数料、こちらは歳入のほうで減額となっているんですけど、これはもともと何か毎年、見込んでいるものがこの補正の中でそもそもあるのかということについて、この件、ちょっとお伺いしたいのと、あと、次に47ページ、上から畜産業費の畜産振興費、こちらの508万6,000円減と、次に、下の地籍調査費の地籍調査事業費300万円減、こちらの減額理由について、それぞれ教えていただきたいのと、その下の鳥獣被害対策事業費、こちらはコロナ禍でもしかしたら人がいなくなったことによって、昨年よりもこういう鳥獣被害が増えているんじゃないのかなと。その件に関して補正で組まれているのかなとちょっと思ったりしたんですが、そこについて教えてください。

また、その下の商工業振興費のほうで、企業誘致事業費698万5,000円減となっております。こちらの減額の内容と、あと、その下の新型コロナウイルス対策商工業支援事業費9,174万9,000円、こちらの支援内容と、いろいろ需要がマッチングしなかったことによるこれは減額なのかなと予想するんですけども、そちらの件について教えてください。

あと、次の49ページの河川総務費の急傾斜地崩壊対策事業費、こちらは660万円とありますが、こちらはどちらの対策で使ったお金なのかということをお教えください。

それと、最後になんですが、農排水のほうで、農業集落排水公営企業会計移行支援業務委託ということで、こちらは昨年に入札かけて、今、業務委託によって企業会計化する途中だと思うんですが、こちらがいつまでに終了するのかという件、ちょっと教えてください。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、10ページの民話デジタル発信事業についてですが、こちらはアニメーションを作成する段階で、文星芸大はじめ学生さんに協力いただいているところなんですけれども、コロナ禍において学生が集まらないということで、作業日程に不足が生じたことから繰越しするものでございます。

現在、16話中10話まで完成しております。10話については、4月にYouTubeに流すことは可能なんですけど、残り6話分について、おおむね8月ぐらいまでかかってしまう予定でございます。

次に、観光プロモーションのほうなんですけれども、こちらにつきましても、市内の四季の風景を撮影していくことから、契約が冬から契約しているものですから、来年の秋口を経過しないと四季全部、撮り終わらないということで、完了予定が令和4年の2月頃を予定しております。

続きまして、企業誘致のほうでございます。47ページになるんですけれども、企業誘致の減額698万5,000円につきましては、こちらは全額、企業立地奨励金になります。企業立地奨励金の申請がおおむね固まりましたので、不用額の分を減額補正するものでございます。

次に、新型コロナウイルス対策商工業支援事業費でございますが、こちらにつきましては、1件の新規追加事業と4件の事業精査によるものでございます。

まず、追加分なんですけれども、こちらにつきましては、感染防止営業時間短縮協力金事業費でございます。これは、緊急事態宣言に伴いまして、県の要請に応じて営業時間の短縮に協力した事業者に対して県が支給する協力金でございますが、本市に所在する店舗に係るものについて一部、市も負担することとなりまして、1店舗1日当たり2,000円を負担するものでございます。

こちらにつきましては、全体で620万円ほど予算を計上しております。県のほうの請求時期が令和3年の5月以降となることから、併せて繰越事業とさせていただいております。

そのほか、減額精算するものにつきましては、飲食店割引券発行事業補助金でございます。こちらは商工会で発行した割引券なんですけれども、こちらも事業が実績によりまして42万円ほど減額するものでございます。

次に、新型コロナ感染防止対策取組支援金でございます。こちらにつきましても、感染防止の取組を支援するため、5万円以上の費用を支払って、ガイドラインに沿った感染防止対策を講じた事業者に5万円を支給したものでございます。こちらも実績に応じて、180万円ほど減額するものです。

次に、新型コロナウイルス感染対策事業継続応援金でございます。こちらは国の持続化給付金の対象とならない事業者に、応援金を支給するものでありました。こちらは当初、国の持続化給付金の申請件数が市のほうで把握できなかったものですから、おおむね事業者の半分程度、500事業者ほどで想定しておったんですが、実際には79事業者しか申請が来なかったものですから、この部分が非常に大きくて、8,362万9,000円ほど減額しております。

最後になります。こちら、雇用調整助成金活用等促進交付金でございます。こちらにつきましても、国の雇用調整助成金を申請したところに一律10万円を支給するものであったんですけれども、こちらは29事業者の申請がありまして、当初予定よりも1,210万円を減額しております。こちらをトータルすると、9,174万9,000円の減額となります。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 犬の登録の手数料について、こちら減額させていただいたものですが、毎年、減少傾向ではあるんですけど、80匹ぐらいの登録が例年ありまして、今年度の予算も80匹で組んでいたんですが、今年は今現在が四十数匹しかまだ登録がないということで随分減っているものですから、その分、この後、増える見込みがないなというので減らさせていただいたというところです。

同じく狂犬病の予防注射です。こちら例年ですと1,000匹とかというオーダーで注射がなされるんですけど、今年度は890ぐらいしか出していません。もしかしたらコロナの関係なんかもあるのかもしれないなと思っているところなんですけど、そんなことでちょっと減っている感じがいたしております。もしかしたら犬が高齢化して注射をしなくなったみたいなことも影響しているのかなと想像はしてございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 2つ御質問いただいております。

まず1点目です。畜産振興費、マイナス508万6,000円の件でございます。こちらは、興野地内で牛舎、堆肥舎等の建設事業を行っております。来年度に繰越しするものが一部ございますが、令和2年度で完了するものの事業費の建設工事費の精査で減額になったものでございます。

それともう一点、鳥獣被害対策事業費でございます。鳥獣被害につきましては、特にイノシシですけども、令和元年度が279頭でしたけれども、今年度は297頭の見込みをしております。1月末現在で249頭の捕獲をしておりますので、昨年度よりは上がるということで見込んでおります。それによりまして、報償金が足りなくなってきてしまいましたので、そのものを今回補正するものでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 47ページの地籍調査事業費の300万円の減額でございます。

過年度地区の修正業務を推進しておりまして、おおむね順調には進んでおるんですが、法務局との調整が、結構、払下げ地番の確認等、難航したところにより、一部の地区につきまして今年度、先送りするというので、来年度に回すということで、300万円の減となっております。

続きまして、49ページ、急傾斜地崩壊対策事業費の負担金につきまして、660万円の増額につきまして説明いたします。

こちらにつきましては、栃木県で施工しております旭I-A地区、これは山あげ大橋の東側になりますかね、あの斜面、それから大木須の行人塚峠I-A地区、こちら2か所を県のほうで実施していただいております。こちらの事業費が最終的に固まりました。旭I-A地区につきましては8,700万円、行人塚峠I-A地区につきましては6,300万円ということで事業費が固まりました。こちらの負担率が、旭I-A地区につきましては10分の1ということでございますので、870万円。行人塚峠I-A地区につきましては、近接に福祉施設があるということで、20分の1の負担ということになりまして、315万円ということになります。負担額が1,185万円となったことから、今回660万円の増額補正を計上したものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 農業集落排水の補正予算について説明いたします。

今回の補正は、執行残と請負残というところで減額をしております。

それで、公営企業会計の予定はどうなっているのかというところで、令和2年、令和3年が固定資産の調査を行いまして、令和3年、4年にかけて例規とかシステムの導入を行いまして、令和5年から実際に移行するというところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 商工観光課のほう、民話デジタル発信事業費のほうなんですけれども、遅れが出ていて、コロナ禍で生徒が集まらないということで、こちらは頑張って16話まで終わらせていただきたいということと、あとこの下の観光プロモーション動画制作ですね。今、開始して、来年度公開ということなんですけれども、ちょっと私、詳しくは分からないんですけれども、もともとそういうことが予定に入っていたか分からないんですが、今コロナ禍で、観光プロモーションというのもそういったことも鑑みて行わなければならないのかなと思うんです。そもそもその発注の段階で、そういったことも考慮して作っているのか。もし作っていないのであれば、そういったことを多少変更して、そういう内容を差し込むことは可能なのかということをお願いしたいということ。もし今、分かれば教えていただきたいんですけれど。

それと、あと47ページの件はおおむね分かりました。大体、予想どおりということで。

次に、あと犬の歳入の件なんですけれども、私は新聞とかテレビとかで聞いていると、昨年からコロナ禍でペットの需要が異常に増大して、生体の価格も倍になっていると。今まで1匹20万円くらいだった生体が40万円くらいになって、それでも売り切れるくらいの勢いで売

れていると。ただ、その中で結構、勢いでペットを飼ってしまう方が多い中、実は思っていたのと違ったということで、引き取ってくれとか、処分してほしいとかという相談も増えているというようなことを何回か聞きました。

本市ではそういったことというのは実際、起きていないということでいいんですかね。もしそういう相談があるのであれば、その件に関してちょっと教えてください。何かこれを見ると、毎年、登録は減少しているということなので、本市にはもしかしたら当てはまらない内容なのかもしれません。

それと、あと47ページのほうで、畜産振興費のほうは了解しました。

地籍調査事業費のほうも了解しました。

鳥獣対策も分かりました。47ページは大丈夫ですね。

あと、49ページの件も了解しました。

それで、農排水の件なんですけれども、こちら、今回起債したという言い方でいいんですかね、交付金措置で、国からお金が下りてくるんだと思うんですけど、こちらは間違いなくもらえるのかということと、あと、これはシステム整備や例規整備等で、また新たに入札をかけるということなんですけど、総事業費は幾らくらいになって、これは令和5年度中までに終わるという考えでよろしいのでしょうか。そこについて教えてください。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 民話デジタル発信事業につきましては、現在までに10話は完成しておるところです。その10話については、4月以降、民芸館含めYouTube等で配信していきます。残り6話分がやはりどうしても作画の部分で間に合わないところなので、繰越ししまして、そちらについては何とか16話完成に向けて頑張っていきたいと思っています。

次に、観光プロモーションのほうなんですけれども、こちらは発注に関しては、事業者のプロポーザル方式を採用しまして提案を受けて、その中で一番いいものということで決定したところです。撮影につきましては、それぞれ季節ごと、事前に業者と打合せしますので、今後、新たな景勝地等を差し込むことは可能でございますので、もしあれば言っていただければ、検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、ペットの需要の増みたいなお話なんですけれども、今回の補正でも要求させていただいた中に、狂犬病予防の事業として、飼い犬とか飼い猫の避妊手術、こちらなんかは予算を逆に増やしていただくということで要求させていただいていま



す。特に犬よりも猫のほうがすごく需要が伸びていて、今回も犬が5匹分ぐらい増えそうだと。猫は20匹増えそうだとということで、多分そのペットの需要というのはあるんだろうなと思います。ちょっとコロナとの関係は定かではないかなと思います。

その次の、飼えなくなったという方はいらっしゃいますかというお話。コロナによって、あるいは合わなかったからということではなくて、どちらかという犬を飼っていらっしゃる方が、犬を散歩するのがちょっとつらくなったとかそういう感じで、ちょっと飼えなくなってきているんだというような御相談は時々寄せられます。そんな感じだと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 債務負担行為のほうは、令和2年から行いまして、2か年、令和2年と令和3年、そちらのほうで予算を計上しております。2か年で2,160万円ほどになります。

予算のほうは、公共と特環と農集というふうに3つに分かれておりますので、ちょっと数字が見づらいと思います。例規システムを導入する際に委託とかそういうのを行うのかということで、こちらについても令和3年、4年を委託にしていまして、システムの導入を行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） まず、商工観光課なんですけれど、観光プロモーションの中に、コロナ対策への何かそういう情報を差し込むことができるのかということだったんですけど、新しい景勝地を入れるのもいいと思うんですけど、そういう時代に合わせた情報を提示することというのはできるのかということをお教えいただきたいかったです。さっきの中で。

それと、まちづくり課の犬の件は分かりました。なるべくペットというか動物の殺処分等が少ないような方向でやっていただけているんだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

それと、水道の排水の件なんですけれども、2年間で2,160万円じゃなくて、2,178万円なのかなと思うんですが、私がお伺いしたのは、新たにやるシステム整備や例規整備等は令和3年、4年でやると今おっしゃったんですけども、そちらはどれくらいかかりそうなのか。全体で2,178万円と、それで合わせてどれくらいの金額になりそうなのかということをお伺いしましたので、お答えください。

お願いします。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） すみませんでした。先ほどちょっと数字が、読むところを間違っていて、税込みで2,178万円で、議員のおっしゃったとおりでございます。

それで、例規の整備とシステムの導入でどのぐらいかかるのかというところであるんですけども、こちらのほうはちょっとまだ見積り等、試算のほうもしておりませんので、予想はつかない状態でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） コロナ対策につきましても、事業者と検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時15分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き、再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 一般会計補正予算の中から1点、21ページの生活困窮者自立支援事業費負担金というのと、その下の低所得者保険料軽減負担金というのが両方減額になっていきます。その次の23ページの、同じなんですけれども、低所得者保険料軽減負担金というのが減額にはなっているんですけれども、那須烏山市の低所得者の状況と、それから減額になっても満たされているのかというか、大丈夫な状況にあるのかという、今この現状をお伺いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） ただいまの矢板議員の御質問にお答えいたします。

21ページと23ページの低所得者保険料軽減負担金の件だと思うんですが、これは介護保険の1段階から3段階の減額分を国と県が補助していただけるものということで、国が2分の1、県が4分の1、補助していただけるものということになってございます。当初の見込みより該当者が減ったため、マイナスになっているという。そういう介護保険の1段階から3段階の軽減分の補填ということになってございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、介護保険分ということで、実際の低所得者、生活困窮者の人数というのは増えているのか、減っているのか、今の現状というのは分かりますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 低所得者の現状ということなんですが、生活保護の相談件数は、前年度に比べますと倍程度、増えておりますので、このコロナ禍の影響で少なからずそういった方は増えているのかなと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひとも生活が困窮なさっている方、このコロナ禍で増えているということ、全国的にも増えている状況でありますので、本市でこのような相談があった場合、丁寧にきちっと対応していただいて、皆さんが安心して生活ができる状況をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

11番田島信二議員。

○11番（田島信二） 一般会計のほうからの質問です。3点ほどお願いします。

29ページ、学校施設整備基金繰入金、600万円減額です。

あとは35ページ、JR烏山線利用促進事業費36万円、これも減額になっています。

あと、59ページ、公共土木災害復旧事業費1,851万5,000円の減額ですね。これもお願いいたします。

この3点です。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） ただいま御質問の、まず第1点目の29ページの学校施設整備基金繰入金、600万円の減の理由ということなんですが、こちらについては、当初、基金繰入れを予定しておりましたが、全額起債を充てるということで変更になったことから、その分、基金の繰入れが不要になったので、減額としたところでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） JR烏山線利用促進事業費の減額についてです。

こちらは、例年、市民号の際の随行の旅費として取らせていただいているものなんですが、今年度については市民号、実施できませんでして、減額とさせていただきました。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 59ページの公共土木災害復旧事業費の減につきまして、説明をいたします。

合計で1,851万5,000円となっておりますが、内訳としまして、まず委託料の100万円の減につきましては、国庫災害復旧事業がなかったものですから、この100万円につきましては減。

それから14節の工事請負費の1,062万5,000円につきましては、市単独で復旧しています大桶運動公園、こちらの事業費が固まったことから、1,062万5,000円の減となっております。

18節の負担金、補助及び交付金につきましては、荒川の災害復旧助成事業で、落合橋の架け替えをやっていただくことになっておりまして、そちらの負担金が確定いたしましたことから、当初1,500万円、予算持っておりましたが、811万円となったことから、689万円の減ということで、合わせまして1,851万5,000円の減となります。

よろしく願いいたします。

○11番（田島信二） 了解です。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

ほかにございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 35ページに地域交通対策費の烏山高部線運行管理費、それと市塙黒田烏山線運行管理費がともに減額になっております。これちょっと以前、何か説明されたかもしれませんが、ちょっとぼうっとして、理由が分からなかったのもので、その辺のところをお願いします。

また、その下に生活路線維持対策費というのがありまして、85万円ほど計上されていますが、この生活路線というのはどのようなところだったのかなというところをお伺いします。

それと、まだまだ後で質問される方が多いと思うので、あと1つだけ質問させていただきま。41ページ、こども医療助成費、ひとり親家庭医療助成費、児童扶養手当給付費、身体障害児等対策事業費、ともに大きく減額になっておりますが、その要因というのはどのような要因だったのか、お伺いします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 35ページの高部線、市塙線、自家用有償バスの減額につ

いてです。

こちらは、予算確保の段階から実際に見積り合わせを執行しまして、その結果の執行残ですね。請負額が決まったものですから、それで減額させていただいたものが2つ載せてございます。

その次の生活路線維持対策費です。こちらは、民間の関東自動車のほうで、氏家から馬頭車庫まで行っているもの、国道293号を通っているものですね。こちらについて、国と県と市町でもって協調して補助金を出すというものでございます。各市町で負担していて、那須烏山市の分が今回これになった。毎年度、今の時期になると大体この金額が決まってくるので、この時期に補正を取らせていただいているというところです。

特に今年度は国庫補助に該当したということで、昨年度よりも若干、少ない負担になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 41ページのこども医療助成費と、ひとり親家庭医療助成費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関での受診控えが多かったものと推測しております。

次に、児童扶養手当給付費につきましては、ひとり親の受給者で、結婚であったり、あと市外転出による資格喪失、これについては例年同等だったんですが、新規認定者、こちらが少なかったものですから、不用額が出ましたので、減額補正をするものです。

身体障害児等対策事業費、こちらにつきましては、新規の認定者がなくて、助成対象者、従来からの方なんですけど、2名いらっしゃいますが、この2名についても手術であったり入院だったり高額な医療費助成が見られませんが、通常の通院にかかる医療費のみであったため、不用額が大きく出ることから、減額補正するものです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 生活路線維持対策費についてなんですけれども、氏家から馬頭、関東自動車さんのバスの補助というような扱いなんですかね。

ちなみにですけど、これは那須烏山市内、ちょっと知識不足なんですけど、通っておるんですか。（「志鳥」の声あり）ああ、志鳥。ああ、なるほど。国道を通っているということですね。293号ですね。なるほど。了解しました。

それと、さっき児童扶養手当給付金というのが申請が少なかったということなんですけど、見込みより500万円も少なかったということなんですけども、その辺というのは予想というの

はつかなかったんでしょうか。正直申しまして、もうちょっと、これほど額がずれるということはないのかなというところをちょっと感じたものですから。

よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 当初予算での計上での見込みよりも、実際の新規の申込みの方が少なかったということで、見込みが外れたといえれば外れたこととなりますが、そのような状況でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 足りないよりはいいとは思いますが、ひとり親世帯というのは大体、調べて、ある程度、大方把握はされておる中なのかなという中で、あまり金額がずれるということはいかかなものかと思いましたので、先ほど言ったように、こういうところは手厚くするために予算を多く取って、それでそういう申請が少なかったら補正で減るとするのは、まあ、安全面でいいことなのかなと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） よろしいですか。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1つ、2つ。

まず、一般会計から1つですね。35ページの運転免許自主返納者、こちらが最近、多くなっておりますけれども、自主返納されると、自分で今まで運転免許証を持っていましたが、その個人の証明といいますかね、そういうのができなくなるので、別なような何かカードもあるとは聞いたことがございますが、今、国ではマイナンバーカードというものでやってくださいねと、市のほうも、そういうのをどんどん進めましょうと、こういうふうになっているかなと思います。

それで、こういう運転免許自主返納の方、もちろん本人が来られないような方もいるかもしれませんが、いたとすれば、マイナンバーカードを作っていないとすれば、作ってくださいねと、こういう利点がありますよ、何なら5,000円も下手するともらえ……、5,000円ではないですか。ポイントももらえますよというふうに、しっかり多分やって誘導しているのではないかなと思っておりますが、そういうことでどのぐらいの効果があつたか、お尋ねいたします。

もう一点は、集落排水事業と公共下水道、特定環境保全のほうでございます。集落排水事業の支援の委託の業務、これが339万9,000円。これは1年度で。次に特定環境、これが210万円。それで、公共下水道の公営企業会計のほう、これが315万7,000円ですか。

私が思い浮かべて考える中で、農業集落排水事業が、加入者も面積から設備、全て小さいのではないのかなと私は勝手に思っているわけなんですけれども、それからすると金額が一番大きいと。何でもこういうふうになるのかなと思うところでございますので、その辺のところを御説明いただければと、このように思います。

以上2点です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 運転免許証自主返納に伴って、マイナンバーの御案内をまずしているのかという点でございますが、改めてそういう御案内は実際にはしておりませんので、そういうチラシがありますので、今後はそのように向けて対応できればと思っております。実績はございません。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 農業集落排水の委託料の関係で回答いたします。

農業集落排水が設備が小さいのに金額が多いのではないかというところで、お話がありましたが、こちらについては、作業自体は全部やらなくてはならなくて、設備自体は小さいけれども、作業自体はさほど変わらないようなことであると思われまますので、よろしく申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 作業が変わらなければ全部同じだっていいんだという話を言っているようなふうに聞き取れるんですが、作業が同じだったら、その作業はお金としては一緒と。それで、ちょっと多い分だけ幾らかプラスと、こういうふうになるような気がするんですが、とにかく集落排水事業のほう小さいのか、大きいのかと、これだけお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 実は、こちらのほうの業務委託を公共と特環と農集全体で幾らというところで見積りをしまして、さらにそこから施設とか作業量とかをやって案分した結果がこういう状態でありまして、そこで農集のほう金額が大きくなっている。

設備といたしましては、最も小さい設備になると思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 管理とかそういうのも案分していろいろやっているんですね。按分の仕方が悪いんじゃないかなと、こういうふうに思います。それは1つの事業者がやるんですけれども、何かぱっと見て、どっちかというとなら200万円ぐらいが集落排水でというような感じで上手につくってもらいたいのかなと思います。

あとは、一石二鳥という言葉があると思うんですよ。皆さんは自分の仕事はこれだといって、

私はこれの係だと、こういうふうに行っているかもしれませんが、市民の皆様は、やはり市役所にとっても、こういうサービスを受けてもらいたいというのもやっているし、市役所へ行ったらこういう新しいサービスを別なところでやっているからどうぞと言われたよと、やっぱりそういうところがあって、市の事業が経費も削減できるし、親切なつくりになると。庁舎を造ったからといったって、親切にならないと思うんですよ。そういう心の温かさからやってもらいたいと、こういうふうに思いますが、市長、いかがですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 渋井議員のおっしゃるとおりだと思います。もう少し連携が深まるように努めていきたいと思えます。提言ありがとうございます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これだけ細かく質問してもらえるとというのは何か皆さん、幸せかなと思っただけ、聞いていました。

それとあと後ろに大物が控えていますので、僕のほうからは1点というか、内容については、コロナに関してだけちょっと確認したいと思うんですけども、今回の補正関係で、やっぱりコロナ関係が本当に項目として多いですね。マイナスの分だとかね。そういうふうな見方をしたときに、歳入のほうで、税収が一体コロナ関係でどれだけ落ちたんだろうというのは、次の予算のときにも質問しようと思っていたんだけど、それはどのぐらいなのか、それを確認して、次、来年度予算を当然組むときの参考にしなきゃいけないんだと思うんだけど、この辺はどこまで分かっているか。分かっている範囲で教えてほしいというのが1点ですね。大きな問題。

あとは各論に行きまして、39ページの真ん中、介護支援、この関係で、高齢者福祉施設の入所措置費、840万円マイナスとか、後期高齢者医療制度事業費が755万6,000円減っているというのも、これはコロナの関係の影響かなと思うんだけど、これは詳細をちょっと教えてください。

それと、その下のこども課関係で、児童手当給付金、これはちょっと違うのかな、1,282万円の減。この辺の内容ですね。

それと、次のページ、41ページに、保育園関係でにこにこ保育園、すくすく保育園の運営費、これもかなり減額していますね。671万5,349万2,000円。これもコロナの関係なのかなということがあって、この辺の確認だけちょっとさせてもらいたいと思うんです。

あとはもういろいろ皆さんから質問出ているので、この件に関して伺いたいと思えます。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） 税収についてお答えいたします。

一番減りましたのが、法人市民税、こちらのほうがコロナの関係、それから法人税割も今年



の1月から減りましたので、こちらのほうが500万円ぐらい減額になる見込みであります。

それから、小さなところなんですけれども、入湯税とかも利用者が減りましたので、こちらのほうも減っております。そちらのほうが24万円ぐらい。ちょっと小さな額なんですけれども、固定資産税のほうは、台風の減免とかがあったんですけれども、当初予算の見込みと比べました調定と精査しましたところ、2,500万円ほど増額させていただきました。

あとは、市民税もやはり多少の減額はありますが、今年度についてはそんなに大きく減はないんですけど、来年度についてのほうが大きく減が出てくるんじゃないかなと心配しております。特に法人市民税とかについては、これから大きく影響が出てくるんじゃないかなと心配しております。

固定資産税についても、コロナの減免を令和3年度に行いますので、今年度よりも来年度のほうがちょっと減ってくるんじゃないかなと心配しております。

よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、私のほうから、39ページ、高齢者福祉施設入所措置費の減額の理由について御説明申し上げます。

高齢者福祉施設入所事業でございますが、これは65歳以上の者であって、虐待や環境上の理由、また、経済的理由によって、居宅において養護を受けることが困難な者を老人ホーム等で措置するという事業でございます。今回の減額の理由は、入所者の死亡等によりまして、措置数が減少したことによる減額ということでございます。ですので、直接的にコロナの影響ということではございません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 39ページ下段の児童手当給付費マイナス1,282万円、こちらの内訳は、新型コロナウイルスの関係ではなくて、当初見込んでおりました出生者数が、実績としまして大きく下回ったものですから、その関係で減額となっております。

次に、41ページ、にこにこ保育園運営費とすくすく保育園運営費、こちらもコロナの影響ではなくて、まず会計年度任用職員、あと有償ボランティア、そちらの方の、本来は採用したかった人数を確保できなかった関係で、その分の減額補正と、あと保育士派遣業務委託料、あとは園外保育活動時のバス運転業務、そちらが減額補正となっております。園外保育につきましてはコロナの影響になってございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 私からは、後期高齢者医療制度の事業費について御説明いたします。

この755万6,000円の内訳ですけれども、まず負担金のほうがマイナス379万円、それから特別会計への繰出金がマイナス376万6,000円でございます。

負担金のマイナス分は、この負担金の中には後期高齢者の医療給付費分と事務費分というものが両方が含まれて広域連合に支払っておりますけれども、こちらの医療給付費分というものの中には、コロナによる受診控えに対する減額というものも含まれているものと考えられます。

それから繰出金につきましては、こちらは負担割合が決まっております、県の負担が4分の3、市の負担が4分の1ということで、こちらは額が確定したことによりまして、繰出金のほうを減額して繰り出しております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） コロナに関して、歳入が減るというものに関しては、今の説明だと税収とかそういうもので減るものもあれば、逆に補償がついてプラスになるものがあるという説明だったような気がするんですけど、結果的にはそんなに影響はないということで、前に500万円ぐらいの影響かなというので、そんなに少ないのかなということはずっと疑問を持っていたんですけども、何かそんなイメージなので、影響がそんなにないのかなというのを感想として持ったんですけど、それで正しいのかどうか、もう一度確認したいのと、あとは高齢者関係は、次年度も含めて、じゃあ、見解をお願いしたいんですけど、あとは高齢者関係の何と死者が増えたのでって、これはちょっと寂しい話だったんですけども、あとの後期高齢の話は、これは了解しました。

それと、児童手当の給付、これがそうか、こんなに出生者が減ってしまうのかというのを、ちょっと愕然として聞いたんですけども、何か対策を考えてよと課長に言ってもしようがないので、これはもうしようがないですね。

それと、にこにこことすくすくの件は、採用できなかったとかそういう問題があったということなんですけど、これに関しての影響というのは特にはなかったのかというのを、逆にちょっと心配がよぎっちゃったんですけど、それに関してもちょうつと見解を教えてください。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、児童手当給付費のほうなんですけど、当初は新しく生まれる子供の数を120名程度、見込んでいたわけなんですけど、実際、令和2年度中に出生するのが、今後の予定も含めると、多分80名ちょっとになる中で、令和2年度中で執行するものについては60名になってしまうんですね。その関係で大きく差が出てしまったというものが

あります。

あと、にこにこ保育園とすくすく保育園の会計年度任用職員の保育士が採用できなかった件につきましては、やはり影響は出ていまして、その分、主任保育士であったり副園長がクラスに入って、子供たちを見るというものが出てきてしまったりしているところがあります。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 分かりました。子供の出生数は、今新しく保育園、幼稚園、どうしようかというものに関しても、そういう論議が必要だなというのを改めて感じましたけど、歳入のほうも、次の予算のときにまた新たに分かったことがあったら説明してもらえればと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） ほかにございませんか。

10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 二、三点、聞きたいんですが、まず35ページなんですけども、特別定額給付金事業で、マイナスというか減額が1,300万円ぐらいになっています。これは頂かなかった方がいたのかなとは思いますが、その辺の内容について教えていただければと思います。

それから、43ページに予防接種事業費、予防接種、各種予防接種が結構マイナスが大きいんですけども、これの何か理由があったのか教えていただければと思います。

それから、その下のほうに環境衛生総務費、1,600万円減額になっています。全体の事業費でいくと3分の1近くが減額になっているんですけど、どういった理由があったのかなということで、お願いします。

47ページです。団体営土地改良事業費、それから市単独土地改良事業費、この2つについての詳細を教えてください。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 最初の35ページの特別定額給付金1,300万円の減額ですが、内容としましては、給付金で760万円の減額、事務費で540万円の減額となります。トータルとしまして25億8,640万円でございます。

辞退されたのは、未申請者が45世帯50人で、うち、連絡を取ったんですけど、辞退したのは7世帯11人でございます。その方々には個別通知を2回、あと電話等もかけました。中には役所の手紙は全部最初から捨てちゃうという人もいるし、電話をかけた段階で、役所です

と言うと、ガチャっと切られるとか、そういう対応しないという方もいらっしゃるしまして、結果的にはそういう結果になったということでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 43ページ中段にございます、予防接種事業費マイナス538万6,000円、こちらにつきましては、子供インフルエンザ予防接種、今年度につきましては償還払いから現物給付に切り替えるということで、この辺でも接種率が上がってくると、あと新型コロナウイルスとの同時発症、そちらを抑える関係で需要が伸びるのではないかとということで、児童数の8割で予算計上しておりましたが、実際接種したのが53%程度ということになりましたので、その分、不用額が発生したのと、あとほかの定期予防接種、こちらの業務委託料についても見込みを下回っておりますので、トータルでの500万円程度の減額補正となっております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 引き続きまして、43ページ、新型インフルエンザ等予防事業費と風疹予防接種事業費がマイナスになってございます。その理由を御説明したいと思います。

まず、新型インフルエンザ等予防事業費でございますが、これは新型ウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行を防ぐために、16歳から64歳の市民に対して助成を行うというものでございます。接種する方が当初の見込みを下回ったための減額ということなんですが、減った理由といたしましては、当初の予想ほどインフルエンザが流行しなかったということと、それとやはりコロナの影響で医療受診を控えた方が多かったということが考えられます。

風疹予防接種事業費でございますが、これも当初の見込みより接種者数が下回ったということで、減額になります。

予算の性質上、足りないということはそういうわけにはいきませんので、多めに取っていることは取っているんですが、やはりコロナの影響で、民間での検査が中止になったこととか、やはり先ほどと同じように、医療受診控えが影響しているのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 2点、御質問をいただきました。

まず1点目、団体営土地改良事業費9,509万4,000円の詳細ということですが、大き

く分けて3つの事業が関連しております。

まず、平成30年に、ため池関係ですけれども、緊急点検を行いました。その際に、対策が必要なため池につきましましては、機能診断や、機能の保全計画の策定ということをしておりまして、市内2か所のため池につきまして、予算を計上しているものでございます。

続きまして、国の三次補正がありましたけれども、それによりまして、農業用ため池の防災・減災事業というのがあります。国から那須烏山市の上限額ということで、8,850万円提示されております。この予算がつきましたので、事業内容としましては、やはり機能診断と機能保全計画の策定ということになります。令和3年度への繰越しということで考えております。

それともう1点、境堰の改修工事ですけれども、こちらにつきましても、やはり三次補正によりまして、事業に予算がつきまして前倒しになりました。それに伴いまして、市の負担金が増額ということになりました。

続きましても、もう1点目です。市の単独土地改良事業費126万3,000円でございます。これにつきましましては、やはり防災重点ため池のハザードマップ作成によります、こちらの精査分、それと市単独土地改良事業費補助金、こちら、増額させていただきまして、385万1,000円の増となっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 43ページ、環境衛生総務費が大きな減になりました。例年、今の時期には、広域行政の負担金の大きな過不足について補正で調整させていただいているかと思えます。この金額は、その中でも斎場費に係る交付税分が今回、大きく減になったということで、減額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 伺いました。特別定額給付金については、もらわなかった人がいたと。ありがたいことなのかよく分からないですけど、残念だったなと思えます。

それから、大体、納得したんですけれども、今の土地改良の件なんですけど、ため池の改修ということで2か所と、もう一個が農業用のやっぱりため池の改修で何かそこをやると。この箇所というのは分かるんでしょうか。

それから、今ありました広域の斎場の負担金が減ったと。その減った理由というのは何かありますか。

以上2点、お願いします。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） ため池の件でございますが、まず1点目の、平成30年度に行った緊急点検によりましてという説明をさせていただいた分ですけれども、2か所でございます。福岡地内のため池と、神長地内のため池でございます。

それと、三次補正でついた8,850万円の減につきましては、緊急についておりますので、場所等につきましては今後また考えていく次第でございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 広域負担金の斎場分の減額について、交付税の算入分が減ったという理由なんですけれども、南那須地区の斎場については、建設当時、起債ですね、地方債を借りているんですが、そちらの償還はまだ続いております。ただ、交付税に算入される起債分については、理論償還額、いわゆる理論上、何年でパーセントが何%だという理論償還額で計算しておりますので、そちらとの差額が出まして、理論償還額についてはもう算入が終わったということが交付税の算定の段階で出てきましたものですから、その分の交付税算入が減ったということで今回、減額しているという意味でございます。

○議長（久保居光一郎） 10番相馬正典議員。

○10番（相馬正典） 了解です。

○議長（久保居光一郎） ほかに質疑ございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 私、23項目出してきましたが、大分、半分ぐらいになりました。

まず、一般会計10ページの繰越しの関係なんですけど、令和2年度の事業を計画したところが、年度内完成が困難として、16の事業について繰り越すことになりました。一部は商工関係で1つは分かりましたが、なぜ完成できないのか。

それで、繰り越して、そうすると令和3年度のいつ頃完成するのか、それについてお伺いいたします。

次に、29ページですが、ここに市町村交流職員費負担金として480万円ほど計上してありますね。これはなぜ480万円の負担が必要なのか、お伺いいたします。ああ、これは歳入ですね。480万円は歳入ですね。失礼しました。これは歳入です。

次に、33ページからの歳出です。総務管理費のうち、負担金が550万円ありますね。この多額な負担金を今、計上する。何のために負担をするのか、お伺いいたします。

それに、企画費のほうで、総合戦略推進事業として、当初は29万1,000円と僅かでしたが、今回300万円補正しますね。これはなぜこれほどの大幅な補正になったのか、お伺い

いたします。

次に、35ページ、社会保障関係ですが、税番号制度システム事業として、当初でも1,200万円取りました。それで今回880万円と、またこれも、倍にはなりません、多額の補正になったわけですが、なぜ現時点でこれだけ必要なのか、お伺いいたします。

それと、選挙は分かりました。畜産、団体、分かりました。

あと、49ページのユネスコ文化遺産関係なんです、当初予算で490万円ほど取りまして、今回450万円を減額なんです、これは山あげ祭が中止になったための減額なんですか。

それと、これに関連しまして、教育費のほうでもユネスコ文化財関係で、山あげの実行委員会のほうに多分700万円ぐらい予算計上したと思いますが、これは山あげ祭が実行されなかったが、この支払いはしたと、こういうことなんですか。

それと、53ページの教育費なんです、教育情報ネットワーク事業費、これは同僚議員が1回質問をしていますが、これは当初で1,500万円、9月で1億4,900万円。それで今回、およそ600万円です。合わせますと1億7,000万円ほどの事業費を投入して、これは各小中学生にタブレットのようなものですか、配布したことなんです、これは自宅に持ち帰ってもいいような話でしたね。そうなりますとそれぞれの家庭、子供が維持管理をするわけなんです、その辺のところの注意事項というのは与えたんでしょうか。それと、何でも見られるというのではやっぱり好ましくありませんので、その辺のところの制限をされるような装置にしたのかどうか、ここのところちょっと心配をしております。

次に、57ページの荒川体育館の管理費ですね。ここで当初4,490万円取りましたが、今回1,000万円ほど減額になりましたね。これは多分、入札の結果こうなったのかと思うんですが、これは最低制限価格を設けなかったために、これほど安くなったんでしょうか。この関係はちょっといろいろまだまだ聞きたいことがあるんですが、それに併せてもう一つお伺いしたいんですが、烏山体育館のトイレが壊れているということは、これは担当課で承知していると思うんです。これは予算計上されているのでしょうか。されていないとすれば、なぜ修理しないのかです。もう長い間、トイレが使えないという。つい最近も私、あの付近で、公民館で会議の際にそんな話を聞いたんです。それで、修理しない、いや、それは近くもう解体の予定なんだということならば、そこまで話が進めば、じゃあ、いつ解体するんですか。そこまでお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、国保会計で1点お伺いします。

14ページに、保険給付費が減額で1億9,200万円ほどになっています。これはコロナの関係であれですか、やっぱり医者にかかることを控えた、そのために国保会計でこれだ

けマイナスになったのでしょうか。

次に、議案第13号の介護保険の関係です。

ここで新しく出てきたのがあるんですが、11ページの保険者機能強化推進交付金というのを、これは歳入ですよ、530万円ほど頂きましたね。これはどのような理由で交付になったのか。

併せて、同じように介護保険災害臨時特例補助金というのが110万円ほどありますよね。

それと、介護保険保険者努力支援交付金、これは560万円ほど。これは去年もなかったですよ。新たな交付金じゃないかと思いますが、具体的にどのような努力をしたために、560万円ほどの交付が得られたのか。

以上お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） それでは、まず繰越しの理由ということで、順番で御説明させていただきます。

まず、保健福祉センター施設整備費ということで、これは空調設備の大規模な改修工事ということになります。これは新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金実施計画の中に組み込んだということで、9月の補正予算ということで対応していただいたところでございます。それで、年度内に設計管理の業務委託契約は終了したところなんです、工事は4月以降ということでございますので、繰越しをさせていただくこととなります。年内には工事のほうは完了したいと考えております。

それと、2つ飛びまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、これは本格的にワクチンの接種が開始になるのが4月以降ということですので、繰越しをするものです。ワクチンの供給状況によって終了時期も変わってくると思うんですが、現段階では遅くとも年内には終了したいと考えているところでございます。

それと、議案第13号の質問についてお答えいたします。

まず、11ページ、保険者機能強化推進交付金でございますが、これは地域支援事業のうち、介護予防事業の取組状況に応じて国が交付金を交付するものでございまして、我が市は先日、健康寿命を延ばそうアワードということで厚生労働大臣賞を受賞したように、本市の介護予防に関する取組が、他市町と比較しても先進的に実施しているということで、交付金のほうを増額していただいているものでございます。

次に、介護保険災害臨時特例補助金でございますが、これは第1号被保険者が納付する保険料につきまして、災害等により保険料の減免を実施した場合に、国において減免分を補助するというものでございます。新型コロナの影響で、収入等が減少した被保険者が増加したため、



増額ということになってございます。

次に、介護保険保険者努力支援交付金。これは議員がおっしゃるとおり新規の交付金でございまして、地域支援事業のうち、包括的支援事業の取組状況等に応じて国が交付金を交付するものでございまして、本市の包括的な支援事業に対する取組が、他市町と比較しても実施しているなということで、交付いただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一般会計補正予算書の10ページ、繰越明許費、こちらの上から2段目になります保育対策総合支援事業費、児童福祉事業費の273万円につきましては、国の第三次補正のメニューであります保育対策総合支援事業費補助金、こちらは補助率2分の1になりますが、これを活用しまして、新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスク等の衛生用品を購入いたしますが、年度内の入手が困難であるため、翌年度に繰り越すものでございます。

なお、歳出予算は、3月補正の39ページの下段にあります児童福祉事業費299万円の一部で、該当保育施設への直接補助となります。

完了予定ですが、入手が難しい使い捨てのゴム手袋、これの流通状況にもよりますが、新年度の早い段階で提供できるよう、進めてまいりたいと思っております。

次に、上から3段目の保育対策総合支援事業費、特別保育事業費218万円につきましては、先ほどと同じ内容となりますが、歳出予算は、3月補正の41ページの上段にございます特別保育事業費450万6,000円の一部で、該当保育施設への間接補助となります。

完了予定ですが、こちらは6か所の園がエントリーしております。それぞれの園の状況、進み具合にもよりますが、目的がコロナ対策であるため、早い段階で執行されるよう指導、管理してまいりたいと思っております。

最後に、表の下から2段目、教育支援体制整備事業費50万6,000円につきましては、同じく国の第三次補正のメニューにあります教育支援体制整備事業費交付金、こちらも補助率2分の1になりますが、これを活用しまして、新型コロナウイルス感染症予防対策としてマスク等の衛生用品を購入いたしますが、年度内の入手が困難であるため、翌年度に繰り越すものであります。

なお、歳出予算は、3月補正の55ページの上段、幼稚園管理費50万6,000円で、つくし幼稚園への直接補助となります。

完了予定ですが、こちらも入手が難しい使い捨てゴム手袋の流通状況にもよりますが、新年度の早い段階で提供できるよう進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 繰越明許費、農政課関係の説明をさせていただきます。

6、農林水産業費の畜産担い手育成総合整備事業費でございます。2,990万8,000円ということですが、こちらは建設工事予定地の隣接地権者との敷地境界線の協議が必要となりましたので、日数がかかるために年度内の完了が困難ということになりまして、繰り越すものでございます。令和3年度中には完了予定でございます。

続きまして、農業用ため池防災減災対策推進事業費9,453万4,000円でございますが、こちらは国の三次補正により前倒しで予算化がされましたので、今年度内の完了が困難なために、来年度に繰越しするものです。令和3年度内の完了を目指しております。

11、災害復旧費でございます。農地・農業用施設災害復旧事業費4,600万円でございますが、こちらは、台風19号の被害のありました橋梁についての事業費でございます。河川協議等に時間を要しまして、今年度内の完了が困難なために繰り越すものでございます。令和3年度には終了することで考えております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 商工費の繰越しについて御説明します。先ほども若干、説明して、かぶるところがあると思うんですが、御了承ください。

感染防止営業時間短縮協力金事業費につきましては、こちらは県が協力金として支払うものの一部を市が負担することとなりまして、県の事業が完成後、県からの請求が5月以降になることから、繰越しするものでございます。完了時期は、5月以降となってくる予定です。

民話デジタル発信事業につきましては、先ほどもアニメーションを作る学生の作業日程が取れないということで、繰り越すものでございます。こちらは8月頃を完成予定としております。

観光プロモーション動画につきましても、こちらも市内の四季を撮影するというので、完成時期は令和4年の2月頃を想定しております。

次に、ユネスコ無形文化遺産の当初予算492万4,000円で、今回450万円の減額補正ということで、こちらにつきましては、山あげ祭まるわかり情報システム等、通常、維持管理経費がかかるものを除いた、実行委員会交付金を全額減額するものでございます。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、繰越明許費の都市建設課分、8款土木費の辺地道路整備事業費につきまして、2,510万円の繰越しでございます。こちらにつきましては、

国からの最終の配分決定が12月になったことから、年度内の工事完成が困難ということから、繰越し手続をいたすものでございます。工事完成見込みにつきましては、7月の末としております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業費でございます。これにつきましては、栃木県が工事を進めている事業でございます。こちらにつきましても、県の事業費が追加になったことから、完成見込みが令和3年度末になるということから、繰越しをいたすものでございます。完了見込みにつきましては、来年の3月ということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 私のほうからは、10ページの繰越明許費、教育費の小学校費、中学校費の学校保健特別対策事業費についてお答えしたいと思います。

先ほど来、ほかの課からも出ておりますとおり、国の三次補正の関係で、こちらの関連する要項を示されたのが2月上旬ということで、同時に交付申請という、そういうスケジュールの中で、やはり年度内の完了は無理ということで、こちらについては、県のほうでも例えば高等学校等で同じ補助を受けてという事業も予定していることから、県と文科省のほうで協議をして、繰越しをするものでございます。

小学校費につきましては、内訳としては、烏小が120万円の事業、ほかの4校については80万円の事業ということで、合計しますと320万円なので、440万円となります。中学校につきましては、烏中120万円、南那須80万円で、合わせて200万円となります。これは児童生徒数が300人以下と、300人を超えるという、その人数の関係で、60万円の補助、それから40万円の補助ということで、2分の1が国庫として受けるものとなります。

完成予定については、もちろんこちらは学校の教育活動継続支援という事業でございますので、必要なアルコール消毒剤の消耗品とかそういったものは随時、購入したり、早急に対応が必要な備品等の購入を行いますが、基本的には令和3年度内の終了ということで予定しております。

歳出のほうで、それぞれ各小学校、中学校の運営費の需用費、それから備品購入費のほうに、こちらは計上されているところでございます。

それから、53ページの教育情報ネットワーク整備事業の関係での御質問なんです。まず、持ち帰りの関係でどうなのかということで御質問いただきましたが、現在、まだ本市ではその状況には、先ほど教育長のほうからお知らせというお話があったように、先週納品が完了したというタイミングですので、今後、この取扱いもちろん持ち帰りの際はどうかそういうルールづくりについては、学校関係含めてよく協議をして、ルールづくりをしていくということで予定しております。

それから、端末の使用について、どうなのかという部分につきましては、基本的には今回、各小中学校で校内LANということで、無線の環境整備をしていることから、基本的に授業等で使う仕様になっているということで、もちろん先ほどもお話ししましたが、使用に当たってはログインとかパスワードが必要になっているということで、そういったこともありますから、基本的にはそういった、どこにでも接続できちゃうとかそういうことにはならないかなとは思いますが、やはりその部分については、慎重に今後そういったルールづくりという形も含めて、そういうことがないように配慮していきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教育情報ネットワークについて若干、補足させていただきます。

自宅への持ち帰りの規定につきましては、実は今朝、原案が上がってきまして、今後さらにそれを精査して、きちんとしたものをつくっていきたいと考えております。課長からもありましたように、納品されたばかりですので、今後どのような形で使っていくかということについて、学校の中でまず1か月、いろんな状況を想定しながら支援してみたいと考えております。

それから、いろいろなところに接続してということは、教育機器のソフトですので、ある程度フィルターはかかっておりますけれども、それについてまだこれから精査しないと、どの辺までというのはちょっと分かりませんので、その辺については、今後、場合によっては業者ともう少しフィルターを強くすると、この場面はというふうな形での設定はしなければならないかと思っております。

あと、余談ですが、学校から持ち出す場合には、自宅に持ち帰って学習に使う場合には、以前も申し上げたように、家庭でのWi-Fi環境がないとできないという部分がありますので、アンケートの中では予想以上に家庭でWi-Fi環境が整っているというような状況ではありますけども、ただ、ない家庭もありますので、その辺について、どの辺まで本市としてWi-Fiの環境を補助するか、または貸し出すかというようなことについて今後、教育委員会の中で決定していきたいと。

他市での話は以前もしましたが、タブレット型のNTTのタイプ、我々の携帯と同じように、Wi-Fi環境がなくてもつながるといようなものがございますので、足利市だったかと思いますが、40台ほどそれを購入して、生活保護を受けている家庭に貸し出すというように形で準備しているところがありますので、本市も、どのくらいの家庭の数になるか、ちょっと調査しながら準備を進めたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、歳入で29ページの市町村交流等職員費負担金の

480万円と、支出で33ページ、総務管理費のうち内訳金550万円でございますが、まず本市と県において人材育成、また相互の行政運営の円滑化を図るため、人事交流を現在しております。県の職員を1名、本市で受入れ、本市の職員が県のほうに行って2年間、交流事業をしております。その経費負担に伴うものでございまして、相互交流に関する要領に基づいて、受入れ団体でその分を負担するというようになっておりますことから、市町村交流職員の負担金、収入で入ってくる分については、480万円ほど県が市に負担をし、県にいる職員分については、もともとは県から支出されておりましたので、最終的な精算額の550万円を県のほうに今度負担するというようになっております。そのような相互交流に係る費用でございます。以上です。

○議長（久保居光一郎） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 33ページの企画費、総合戦略推進事業費300万円の内容でございます。

こちらにつきましては、那須烏山市のまち・ひと・しごと創生推進計画を地域再生計画として国に要望し、昨年11月6日に内閣府の認定を受けたところでございます。それにつきまして、昨年11月24日の全員協議会で説明をして、企業版ふるさと納税を活用した事業をやりたいということで12月に募集しましたところ、大木須の里山大木須を愛する会から提案がありまして、総事業費4,300万円の事業をやるということで申込みがありました。

内容を審査した結果、適正であると判断しましたので、地域再生創造事業交付金という形で、事業費の10分の1、上限300万円ということで、今回300万円を大木須のほうの愛する会に交付して、5年間の事業をやっていただくということでございます。

なお、こちらの交付金ばかりじゃなくて、大木須はいわゆる企業版ふるさと納税を自ら集めてやるということでございますので、ぜひ応援したいと思っております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 57ページの荒川体育館管理費について、御説明いたします。

荒川体育館の解体、既に2月末、完了いたしました。1,000万円の減額につきましては、当初予算の4,400万円についても、いろいろ解体するに当たって、多めに余裕を持って予算化いたしました。これが正直なところです。結果的に最低制限価格も設定し、入札をしたところ、工事請負額は消費税込みで3,061万3,000円ということで落札したところでございます。

それから、戻りますが、55ページのユネスコ関係の減額でございますが、これは山あげ祭が確かに中止に伴って、山あげ保存会の補助金660万円、当初予定していたところ、

485万円の減ということで予算措置したものでございます。

それから、烏山体育館トイレの修理費ということで、予算計上は今回も実はしておりません。その理由につきましては、実は令和元年度中にはいろいろ水道料金を2か月置きにチェックしておりまして、実は通常2万円から3万円弱くらいの水道料が、突然4万5,000円レベル、5万円近くかかるようになってしまったのが、やはり平成30年から令和元年にかけての冬場だったんです。それで、いろいろ関係者に聞いたり業者に見てもらったりして、簡単にほじくり返して管を新たに伏せたりすればすぐ改善できるわけなんですけど、様子をずっと見ていました。不便を来しておりましたので、中央公園のトイレとか烏山公民館のトイレを使っていたきながら、関係団体には我慢をしていただきました。

それで、細かく言うと令和元年の12月に、実は1万円台に水道料が下がったんですね。これは止めたわけでも何でもなくて、ずっと4万円から5万円ぐらいかかっていたものが、12月にはがくと下がったんです。これはちょっと何が原因かなということで、近くに防火水槽があったり、いろいろ管が混在していますので、その辺、ちょっと様子を見ていたというのが正直なところなんです。

現在はもう暖かくもなりましたので、ちょっと開栓をしてみて、どんなふうな使用料が出るか、ちょっと確認してみたいなということで、実は補正もいろいろ要求も考えていましたし、当初予算も考えてはいたんですが、もうしばらく様子を見て、利用者には、暖かくなりますので開栓して利用してもらって、確認をまたしてみたいなと思っています。

もともと解体をするという前提で修繕をしなかったということでありませぬので、それだけは御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 皆川市民課長。

○市民課長（皆川康代） 私のほうからは、35ページの社会保障・税番号制度システム整備事業費と、議案第10号国民健康保険についてお答えいたします。

まず、システム整備事業費の882万2,000円の内訳でございますけれども、まず業務委託料、こちらは戸籍情報システム改修業務につきまして、入札によりまして不用額が出ましたので、そちらを33万2,000円ほど減額しております。

そのほかに、交付金として915万4,000円を補正しております。こちらにつきましては、マイナンバーカード交付関連事務委任に要する交付金で、不足額を増額するものでございます。

マイナンバーカードの交付関連事務につきましては、全国全ての市区町村が地方公共団体情報システム機構に一括委任をしております。こちらの運営事務に要する費用相当額を、また全

国の市区町村が交付金として支払っております。これは、2月の初旬頃に毎年、概算の見込み上限額というものが示されますので、今回不足している額を増額の補正を行うものでございます。

なお、こちらの委託料、交付金とも、財源につきましては、歳入のところ、21ページの一番下でございます、全額、国庫補助金で賄われております。

それから、次の国民健康保険の特別会計給付費についてでございますけれども、まず保険給付費については、不足があってはならないものでございますので、前年度と同程度の予算を編成しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、医療機関の受診控えがこの給付費の減の大きな要因となっております。保険診療を受ける人が少なくなるということになりますと、保険給付も減るとというのがその仕組みになっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1つ私、質問を落としたのがありまして、熊田診療所関係なんです。これは通告していなかったんですが、今年も結局は一般会計から460万円ほど投入することになりましたね。今年は意外と少なかったということなんです、いずれにしても毎年、毎年あそこは赤字です。

それで、これは課長知っているとおり、診療所の隣に医師の住宅、今空いていますね。お医者さんは別に自分で大和久辺りにうちを建てたということで、空き家になっていますよね。あの有効活用ということは考えていないんでしょうか。何かがらくたがこの住宅の前辺りに散乱していて、全くもったいない。ぜひあれはもう先生のほうに片づけてもらって、私は市営住宅としても貸し付ければ使用料収入が入りますから、それでもって熊田診療所の赤字の一部も充当できるのではないかと思います。これはなかなか担当課長だけでは判断つかないと思いますので、市長、よく後で協議してください。よろしくお願いします。

それと、菊池課長、烏山体育館なんです、行財政報告を見ますと、烏山体育館だけの利用人員が出ていないんですよね。野上とか向田と合わせたのですから、烏山は果たして何人利用しているか分かりませんが、平成30年度では1,983の団体でもって5万3,000人も利用しているんですよ。だから多分この5万3,000人のうち、烏山体育館は3万人前後は利用しているんじゃないかと思います。そのように利用団体、人数が多いところを、なぜこのトイレをぶっ壊したまま直さないのか、私は全く理解できませんよ、これは。お金がないはずはないと私は思っているんですよ。これはこの基金の関係を見ても、財政調整基金も20億円もあります。市有財産の整備基金も17億円はありますから、そのごくごく一部を取り崩してでも、お金がないというなら、この体育館は私、改修できるのではないかと思います。これは速

やかにやるべきじゃないかと私は思っています。

それともう一つ、苦言を呈したいことがあります。荒川体育館をとうとう壊しちゃって、もう更地になってしまいました。私が12月の定例会の一般質問で、あそこの公衆トイレは残すべき、さらにあそこに大きい街路樹がありましたね。あれも記念樹なんだから、絶対に切つてはいけないと強く私はくぎを刺したわけなんです、全てもう根こそぎ抜き去ってしまったんですね。何であのようなことをしたのか。これらは菊池課長はちょっと分からないな。分からないかもしれないけど、あのケヤキは荒川中学校創設以来のケヤキですよ、あれは。ですから、もう七十数年あれは過ぎているはずですよ。それで、もう何本かあったんですが、今残っているのは僅か1本なんですよ。もともとあったんですが、あそこに幼稚園ができるときに切つてしまいました。しかし、1本だけを残そうということで、あそこに移動したんですよ。あのときも相当、太かったですから、私は移転費は多額の費用がかかったのではないかと思いますよ。にもかかわらず、今度は簡単に切つてしまったんですね。全く残念です。この担当課の配慮のなさ、この無策さといいますか、私はふんまんやる方なしです。このことはちょっと長くなってしまいますから、次の一般質問の中でさらに申し上げたいと思っています。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 答弁はよろしいですね。

では、ここで暫時休憩いたします。再開を3時45分といたします。

休憩 午後 3時34分

再開 午後 3時45分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第9号から議案第16号までの8議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 次に、賛成討論の発言を許します。



〔「なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第9号 令和2年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第10号 令和2年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第11号 令和2年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第12号 令和2年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第13号 令和2年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第14号 令和2年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第15号 令和2年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第22 議案第16号 令和2年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第23 議案第1号から、日程第30 議案第8号までの令和3年度那須烏山市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、熊田診療所特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の8議案については、いずれも令和3年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第23 議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計予算について
  - ◎日程第24 議案第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
  - ◎日程第25 議案第3号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
  - ◎日程第26 議案第4号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
  - ◎日程第27 議案第5号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
  - ◎日程第28 議案第6号 令和3年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
  - ◎日程第29 議案第7号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
  - ◎日程第30 議案第8号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（久保居光一郎） よって、議案第1号から議案第8号までの令和3年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第8号まで、令和3年度当初予算について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計予算についてでございます。

本市は、令和元年東日本台風により、農地をはじめ公共施設など、甚大な被害に見舞われたことから、これまで災害復旧や災害廃棄物の処分等に全力で取り組んでまいりました。また、新型コロナウイルス感染症という、これまで経験したことのない世界的パンデミックの渦中にあり、感染拡大防止と経済活動回復の両立という非常に困難な課題を突きつけられております。

そのような中、本市の財政状況は、高率で推移する経常収支比率や恒常的な自主財源比率の低さが懸念材料とされております。このように厳しい状況下でございますが、令和元年度決算におきましては、将来負担比率のゼロ化を維持し、また、今後の庁舎整備を含む公共施設の再編に向けて、地方債残高は過去最小値に、基金残高は過去最高値になり、厳しい財政状況の立て直しの成果として、財政健全化は着実に結果を残しているものと考えております。

今後も市民の明るい未来のために、また、コロナ終息後の経済活動回復のために、財政状況の悪化を招くことなく、この難局を乗り切っていく覚悟であります。

さて、議案第1号 令和3年度那須烏山市一般会計予算であります。歳入では、普通交付税における合併算定替の縮減期間が終了し、いよいよ一本算定となることから、財源の確保が厳しい状況には変わりありません。

歳出では、少子高齢化の影響による扶助費の増加に歯止めがかからず、加えて老朽化が著しい公共施設の長寿命化・統廃合など財政負担が増していく中で、引き続き厳しい財政運営が想定されます。

このような中、令和3年度は、第2次総合計画の4年目として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」を進めてまいります。

また、「市民と向き合う全員参加のまちづくり推進」、「厳しい財政状況の立て直し」、「広域的な自治体間連携の強化」を3つの大きな柱として、本市が目指すべき将来像に向けて事業展開を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産、烏山の山あげ行事や、烏山城跡、龍門の滝、JR烏山線といった地域資源を最大限活用し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の2年目の年として、ウィズコロナの状況下において、新たな生活様式を踏まえつつ、着実な成果を

目指してまいります。

このため、令和3年度当初予算は、選択と集中の考え方の下、刻々と情勢が変化していく新型コロナウイルスへの影響を常に注視しながら、市税の落ち込み等も踏まえた上で、前年度から減額予算を編成いたしました。

ワクチン接種等を含めた新型コロナウイルス感染症対策関連予算につきましては、令和2年度補正予算で議決いただきました繰越明許費や、国から配分が示されました令和3年度の地方創生臨時交付金を財源に、状況を見極めながら令和3年度補正予算等も含め、スピード感を持った対応を図ってまいりますので、御理解いただけますようお願い申し上げます。コロナに打ち勝ち、市民とともに明るい未来を描くため、市民の満足度アップと財政健全化両立予算として、全力で取り組んでまいります。

さて、令和3年度一般会計の歳入歳出予算総額は、前年度比で7,000万円の減額、率にして0.6%減の109億1,000万円としました。

主な内容を申し上げます。

まずは歳入であります。市税は、前年度比1億2,321万8,000円、3.9%減とし、総額で30億367万1,000円としました。新型コロナウイルスの影響により、主な税目は、個人及び法人市民税については5.7%、固定資産税では3.1%の減を見込みました。

地方交付税は、合併算定替の縮減期間が終了となり、一本算定となることから、さらなる減額が予想されるものの、令和2年度の実績を勘案し、前年度同額の41億円としました。このうち普通交付税は36億円、特別交付税は5億円であります。

国庫支出金は、大桶運動公園施設整備に係る社会資本整備総合交付金の増額等はあるものの、民間小規模保育事業所整備に対する保育所等整備費交付金や、幼児教育・保育無償化に伴う子どものための教育・保育給付交付金が減額となったことから、前年度比9,219万3,000円、7.7%減の11億835万7,000円としました。

県支出金は、第77回国民体育大会に係るリハーサル大会運営費補助金等の増額はあるものの、幼児教育・保育無償化に伴う子どものための教育・保育給付交付金や、防災重点ため池のハザードマップ作成に係る震災対策農業水利施設整備事業費補助金が減額となったことから、前年度比6,012万3,000円、8.2%減の6億6,880万7,000円としました。

繰入金は、市税の減収見込みに伴い、財政調整基金繰入金を前年度比100%増の2億円としたことから、全体で前年度比1億3,360万9,000円、65.6%増の3億3,715万5,000円としました。

市債は、大桶運動公園施設整備に対し新たな市債を活用し、さらに市道整備事業債及び辺地対策事業債として、引き続き道路整備を実施してまいります。また、臨時財政対策債について

は、令和2年度の実績と国の地方財政計画を勘案し、前年度同額の3億円としたことから、全体で前年度比780万円、1.5%増の5億2,540万円としました。そのうち合併特例債につきましては、前年度比170万円、3.9%増の4,530万円といたしました。

次に、歳出であります。議会費は、前年度予算と同程度の1億3,620万7,000円としました。

総務費は、令和2年度に実施した国勢調査費の終了や、選挙費の減額により、前年度比2,492万2,000円、2%減の11億9,870万7,000円としました。

民生費は、民間小規模保育事業所整備に対する保育所等施設整備支援事業費や、児童手当給付費の減額により、前年度比5,445万1,000円、1.5%減の36億323万3,000円としました。

衛生費は、水道事業会計繰出金や南那須地区広域行政事務組合塵芥処理費負担金の減額により、前年度比1,371万7,000円、1.1%減の12億5,743万6,000円としました。

農林水産業費は、地籍調査事業費の増額はあるものの、市単独土地改良事業費の減額により、前年度比641万6,000円、2.1%減の3億305万2,000円としました。

商工費は、企業誘致事業費の減額により、前年度比4,534万9,000円、8.8%減の4億7,089万4,000円としました。

土木費は、大桶運動公園施設整備費や、清水川せせらぎ公園整備費の増額により、前年度比8,894万7,000円、12.3%増の8億928万1,000円としました。

消防費は、消防水利施設整備費の増額はあるものの、防災行政情報通信整備費の減額により、前年度比3,986万1,000円、6.1%減の6億1,720万8,000円としました。

教育費は、荒川体育館解体費の減額はあるものの、国体開催運営事業費や、南那須武道館解体費の増額により、前年度比220万5,000円、0.2%増の11億3,448万6,000円としました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費が33.0%、公債費が12.5%、衛生費が11.5%、総務費11.0%の順となりました。

また、性質別構成比は、補助費等が23.0%を占め、以下、人件費が19.1%、物件費が14.5%、扶助費14.5%となりました。

次に、議案第2号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、国民健康保険の財政運営主体が市から県に移行して3年が経過し、県が策定する栃木県国民健康保険運営方針が改定されました。今後も、県の運営方針に沿って、本市の国民健康保険の健全で安定的な運営に努めてまいります。

それでは、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和3年度歳入歳出予算総額は、前年度比4.4%減の33億2,683万7,000円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費が前年度比3.4%減の23億6,886万4,000円となり、歳出に占める割合が71.2%、次いで、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が前年度比7.1%減の8億5,953万6,000円、歳出に占める割合が25.8%であります。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であり、不足分につきましては、財政調整基金から6,000万円を繰り入れて財源とし、国保税率は据え置くことといたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

令和3年度の歳入歳出予算総額は、前年度比9.5%増の5,412万6,000円です。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の79.3%を占め、4,291万2,000円、次いで医業費が1,046万9,000円でございます。

なお、歳入の主な財源は、診療収入であります。年々減少しており、診療所運営が厳しい状況にあります。そのため、財源不足分につきましては、診療所運営基金から1,500万円を繰り入れて対応することにいたしました。

次に、議案第3号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算でございます。

熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比で0.2%減の4,752万7,000円です。

歳出の主な内容は、総務費が77.2%を占め、続いて医業費が22.3%です。

主な財源は、診療収入及びへき地診療補助金ですが、特に診療収入につきましては年々減少していることから、財源不足分を一般会計及び診療所運営基金から繰り入れて対応することにしました。これにより、診療所運営基金残高はほぼ枯渇状態となり、診療所の財政運営が非常に厳しい状況になっております。

次に、議案第4号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比2.2%減の3億6,147万3,000円です。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が90.4%を占め、次いで健康診査事業が8.3%となっております。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金ですが、このうち、後期高齢者医療保険料が全体の68.1%を占める2億4,604万7,000円で、前年度比2.2%の減

であります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を8,078万6,000円、事務費繰入金を1,398万1,000円計上しております。

なお、後期高齢者医療保険料率は2年に一度見直され、令和2年度が改定の年でありましたが、据置きとしたため、令和3年度の保険料率は昨年と同様となります。

次に、議案第5号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計予算でございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比7,806万6,000円、2.8%増の28億4,302万9,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料をはじめ、国・県支出金、支払基金、一般会計繰入金などが主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

令和3年度は、那須烏山市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の初年度となります。第8期におきましても、安定した介護給付が提供できるよう、引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、地域で安心して暮らせる体制づくりを基本とし、万が一、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や、地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりを推進してまいります。

さらに、地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、烏山地区、南那須地区に設置した地域包括支援センターと連携し、高齢者を取り巻く環境に対し、きめ細かな相談・支援業務に応じるとともに、平成30年度に設置した認知症初期集中支援チームを今後も継続的に活用し、認知症の早期発見・早期治療に向けたシステムの構築に取り組んでまいります。

併せて、地域で支え合う支援体制づくりを進めるため、社会福祉協議会に設置した生活支援コーディネーターの活用、南那須医師会との連携により、在宅医療・介護連携推進事業を展開し、高齢化社会に関わる問題に広く対応するため、関係機関で構成する協議体により、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービス提供の体制づくりを進めてまいります。

次に、議案第6号 令和3年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

令和3年度の歳入歳出予算総額は、前年度比140万円、2.3%増の6,310万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもつ

て措置いたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、令和2年3月末の水洗化率は87.3%、年間汚水処理量は10万4,000立方メートルであります。

次に、議案第7号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計予算でございます。

令和3年度の歳入歳出予算総額は、前年度比4,700万円、12.3%減の3億3,400万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、下水道ストックマネジメント計画策定に係る施設整備費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

公共下水道の烏山中央処理区は、平成15年3月に供用を開始し、令和2年3月末の整備面積は121.4ヘクタールで、水洗化率は37.8%、年間汚水処理量は17万6,000立方メートルであります。

また、特定環境保全公共下水道の南那須処理区は、平成10年3月に供用開始し、全体計画区域63.8ヘクタールで、全ての整備が完了しており、水洗化率は91.2%で、年間汚水処理量は17万9,000立方メートルであります。

引き続き、水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存であります。

最後に、議案第8号 令和3年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービスの向上に努め、公衆衛生の維持と水の安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和3年度当初予算の業務の概要は、給水戸数1万186戸、年間給水量253万5,588立方メートル、1日平均給水量6,947立方メートルであり、主な建設改良事業費は、西野・福岡地内の配水管更新工事、小白井浄水場送水ポンプ取替工事等で2億1,537万1,000円であります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計補助金等で6億1,710万8,000円あります。

水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費、支払利息等で、5億511万9,000円あります。



投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金等で1億2,547万7,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債、償還金で4億5,783万1,000円であります。

以上、議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月8日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。よって、令和3年度当初予算の質疑については、3月8日に行うことといたします。

---

### ◎日程第31 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（久保居光一郎） 続いて、日程第31 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（久保居光一郎） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第1号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を求める陳情書については、所管の文教福祉常任委員会に、陳情書第2号 市道鴻野山小倉線の道路改良工事については、所管の経済建設常任委員会にそれぞれ付託をいたします。

---

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 4時19分散会〕